

後期オスマン帝国における没落観と改革論

鈴木 董

はじめに——組織の運命とその認識について——

組織は、形成・発展・停滞・解体のサイクルをへて生成流転していく。それは組織のもつ運命であり、小組織であれ巨大組織であれ、この運命からは免れ難い。前近代のイスラム世界における最も巨大な組織の一つとなつたオスマン帝国の支配組織もまた、その例外ではない。

西暦一三世紀末葉に、当時のイスラム世界の西北の辺境、イスラム世界とビザンツ世界のせめぎ合う境界線上に出現在したオスマン国家は、一五世紀中葉までは、ビザンツ世界をほぼ包摶し、一六世紀中葉まではイランとモロッコを除くイスラム世界の中核地域の大半をその支配下に収めるに至つた。その支配組織は、イスラム世界の歴史の前半の時期においてアッバース朝でその原型が成立した中東イスラム的組織モデルを受け継ぎ、ムスリム・トルコ的因素をも加えて独自の発展をとげ、前近代のイスラム世界の歴史の後半における最も巨大な中央集権的帝国型の支配組織

となつた。⁽¹⁾ この巨大組織は、前近代イスラム世界の自生的組織モデルの枠内において五世紀にわたつて発展変容をとげ、一八世紀末以降、漸く技術的優位にあることが明白化してきた近代西欧組織モデルの挑戦の下に、自らの組織モデルそのものの転換の過程に入り、同一組織モデルの枠内での組織発展のサイクルに終止符をうつこととなつた。

前近代の中東イスラム的組織モデルの枠内におけるオスマン帝国の支配組織の一三世紀末から一八世紀末までの五世紀に及ぶ形成と変容の過程において、一六世紀末葉は一つの分岐点をなす。すでに五世紀におよぶ組織の展開過程が終わったのちの時点において、歴史的考察の対象としてその過程を振りかえる近代の研究者の多くは、一六世紀末葉をもつてオスマン帝国とその支配組織の発展の停滞と没落の起点と見⁽²⁾た。

組織の外からの観察者にとってのみならず、後代の同時代の組織の内からの観察者たちにとっても、一六世紀末葉はやはり一つの転換点と感ぜられた。⁽³⁾ このことは、一六世紀末葉において、オスマン帝国の支配組織が、従来通りのあり方で、従来通りのやり方をもつて、直面している環境に適応し、問題を解決し、従来通りの目標を達成していくことが困難となるような壁に直面していたといつてよいであろう。

ここでは、組織構成員自体が自らの組織がその展開過程における転換点に達したと感じ始めた一六世紀末葉から、組織モデルのレヴェルにおいて、長らく敵対してきた異文化世界で形成されつゝある新モデルの体系的受容を余儀なくされるに至る一八世紀末までの二世紀間において、オスマン帝国の支配組織の構成員自身が自らの国家とその組織の運命をいかなる形でとらえ、いかなる形で問題解決の処方を提示していたのかを、たどることとしよう。

一 組織人の組織論としての『統治の書』

(一) 組織人による組織の観察

組織は、外部から観察されるのみならず、その組織の構成員自身によって内側からも観察されている。内側からの組織観察者たちもまた、ときにさまざまのレベルにおける抽象化をへて、その観察とそこから派生する諸考察を、著作の形にしてまとめ残すことがある。組織人としての組織構成員による組織論は、前近代オスマン帝国の場合には、多く『シャーベット・ナーメ siyasetname (統治の書)』といわれる著作のジャンルに属する作品の形をとつて表わされた。

(二) 政治論の諸ジャンルと『統治の書』

前近代イスラム世界においても、政治権力とその組織についての考察は、さまざまの形で行われた⁽⁴⁾。その主要なジャンルとしては、一 宗教的政治論、二 哲学的政治論、三 歴史哲学的政治論、四 統治技術論をあげることができよう。

宗教的政治論は、何よりもシャリーア（イスラム法）に基くイスラム法学的政治論の形をとった。そこでは主として、イスラムの原理から見た政治の理念と理想が探求され、現実の権力の組織の組織論的分析からはなれていた。

哲学的政治論は、多く倫理学の一部として論ぜられ、そこでは古代ギリシアの倫理学に淵源を求める諸問題が問題とされ、政治社会の存立の根拠とその諸形態、そしてそこでの諸理想が論ぜられた。とりわけ倫理学中の「共同体の統治の学」と呼ばれる部分は、統治技術論と密接に関係する問題を扱っていた。しかし、哲学的政治論においてもまた、論点は理念と理想に片より、支配とその組織の問題は具体的歴史的な形ではなく抽象的非歴史的な形で論ぜられることが多かった。歴史的実例が引照される場合にも、それは少なくとも表見上は、一般的問題の一事例として提示されがちであった。

これらに対し、イブン・ハルドゥーンに代表される歴史哲学的政治論は、しばしば国家の興亡とその原因について論じ、組織人による組織論とより密接な関連を有していた。

しかし、何といつても、前近代イスラム世界における組織人としての支配組織構成員の組織論が端的に表現されたのは、統治技術論においてであった。主としてある立場にある者のふさわしい行動を示す「アダーブ adab⁽⁵⁾」のジャンルの一部に属する統治技術論は、古代オリエントにさかのぼる政治權力論をもふまえ、多彩な作品をうみ出した。統治技術論のなかにもまた、抽象的かつ一般的な形で統治と統治者の心得をとくものから、きわめて具体的に特定の地域の特定の時代の特定の支配組織の現実を前提にしたものに至るまでさまざまのヴァラエティーを示していた。しかし、このジャンルにおいて、最も多く組織人の組織観察とそれをふまえた実践的提案を見いだすことができる。いわゆる『統治の書 (シャーセット・ナーメ)』と呼びうる諸著作は、主としてこのジャンルに属するものをさすといえよう。

(三) オスマン朝期の『統治の書』

オスマン朝における『統治の書』の伝統⁽⁷⁾は、古くはオスマン朝第四代ペヤズィット一世（在位西暦一二八九—一四〇一年）時代の作といわれる『貴顕たちの隠された宝庫（ケンズ・ウル・キュベラー Kenz ül-Kübara）』に遡るとされる。⁽⁸⁾しかし、殆ど近代トルコの史学・文学・民族学研究の先達メフメット・フウアト・キョプリュコ ⁽⁹⁾Mehmed Fuad Köprülü の引用紹介によってのみ知られ、そのテキストが未だなお広く公開されていないと思われるこの著作を除けば、オスマン朝における『統治の書』は、「一五世紀後半以降に漸く現われ始めた」といえよう。とりわけ、オスマン帝国の支配組織の具体的現実を強く反映した『統治の書』は、一六世紀中葉以降に漸く系統的に現われ始めた。そして、オスマン帝国の支配組織についての組織構成員による内側からの観察に基く組織論、それも自らの属する組織の現状の診断とそこに見られる諸問題への処方の提示を含む統治技術論は、漸く一六世紀末葉以降に増加していく。すなわち統治技術論としてのオスマン朝の『統治の書』、組織人の実践的組織論としての『統治の書』は、後代の歴史研究者の目からみならず、同時代の組織構成員にとっても、オスマン帝国の支配組織がその発展の転換点に達した時点以降に多出し始めるのである。それゆえ、それらの諸著作には、「没落期」ないしは少なくとも「転換期」⁽¹⁰⁾に入ったオスマン帝国の組織人の、不安と希望がうつし出されているのである。

二 黄金時代の組織——スレイマン大帝時代の帝国觀と統治論——

（一）スレイマン大帝の時代

後期オスマン帝国、すなわち一六世紀末から一八世紀末に至る一世紀間のオスマン帝国の組織人たちの組織論は、殆どつねにその帝国の支配組織についての没落觀と改革論の出発点としてのオスマン帝国の支配組織の黄金時代の原型を、オスマン朝第一〇代スルタンのスレイマン一世（大帝）（在位西暦一五二〇—一五六六年）の時代に求めた。

同時にまた、とりわけ一七世紀の觀察者のなかには、スレイマンの時代は、その後の支配組織の没落の原因をもまた生み出した時代であったとの主張も現われるようになつた。

現代の歴史研究者の目からみても、確かにスレイマン大帝の時代は、一三世紀以来のオスマン朝の形成と発展の過程の一つの到達点であり、この時代に、漸くオスマン帝国は、中東イスラム的組織モデルに基礎をおく中央集権的帝国としての支配組織を確立したことができよう。^[1]そして同時に、この時代には、一三世紀末から一六世紀に至る前期ないしは古典期とも呼びうる時期のオスマン帝国の支配組織が、さらに大きく変容していく萌芽が生じつたともいうことができよう。

それゆえ、ここでも、後期オスマン帝国における没落觀と改革論の探求に入るに先立ち、まずスレイマン大帝時代の同時代人の抱いていた帝国觀と統治論について、検討を加えておくこととしよう。

〔〕 イブン・イーサ・サルハーニーの默示録的予言

スレイマン大帝時代も終わりに近い回暦九六五年レジュブ月（西暦一五五八年）に神秘主義教団の長老であったイブン・イーサ・サルハーニー ibn Isa Saruhani⁽¹²⁾なる人物が、『ルムーブ・ウル・クヌーズ Rümuз ül-Künuz』⁽¹³⁾なる小論を著わした。全一一章からなり、各章の標題はほぼ一般の統治の書と同様の形式をとっているこの書は、実際には最後の審判の到来に至るまでのこの世界の未来についての默示録的予言からなる奇妙な書物である。

そのなかで著者イブン・イーサは、著作の成立した回暦九六五年から一〇〇〇年余をへた回暦一〇〇〇年に近い時期にもなおオスマン朝が存続しているであろうとする。⁽¹⁴⁾ ただ、この頃に首都がアレッポに移され、異教徒たちが進出してベオグラードを奪い、ムスリムに対して一時優位にたつであろうと予言する。しかしながら彼は、その後再び首都是アレッポからコンスタンティノープル（シエフリ・コベタンティニア ⁽¹⁵⁾Sehr-i Kostantiniye）に移され、約一〇〇〇年をへてスレイマン一世の事績がほぼ再現され、

「ガーズィーの子、スルタン・ベニヤム・ベイ Sultan Süleyman Han Gazioglu⁽¹⁶⁾が征服した境界に至るまで異教徒の手から奪い、バグダム Budun⁽¹⁷⁾（トダ）⁽¹⁸⁾（再び）ダイナル・ベイ beylerbeyi⁽¹⁹⁾が出生」
するであろうと予言する。

一〇〇〇年をへて、なおオスマン帝国がイスラム世界の中心として存続しているであろうところ、このイブン・イーサの楽觀に満ちたヴィジョンは、同時にイスラム世界内における最大・最強の国家として由^{ローマ}を確立し、内には古典期の支配組織の確立をみ、外には、東方に対してのみならず西方に対しても優位にたつていたオスマン帝国の現状

に基く、同時代のオスマン帝国のエリートたちの楽観的な未来像の反映であったといえよう。

〔三〕 クナル・ザーデ・アリのアフラク・アラーアーと統治の理論

同じくスレイマン大帝の治世の末年にあたる西暦一五六四年に、名門出身のイスラム法学者クナル・ザーデ・アリ⁽¹⁸⁾ Kinalzade Ali⁽¹⁹⁾ 『トフラク・アラーアー Ahâk-i Âlâ*i*』⁽²⁰⁾ を著わした。この書物は、体系的倫理学書であり、一九世紀に至るまでオスマン朝における倫理学の古典として大きな影響力を保つた著作であった。

クナル・ザーデは、イスラム世界の倫理学書の伝統的構成にならって、その著書を「(個人) 倫理学」、「家政學」、「政治學」の三部分に分かつた。

クナル・ザーデは、とりわけ第三部にあたる「政治学」の部分において統治のあるべき姿を探求したが、その議論の中心は、日常的な支配の過程における「公正 (アターネシ・adaleti)」の重要性と、その実現の方法としての自然の四元素に対応する社会の四元素としての軍人、学者、商工業者、農民の四階級間の均衡の維持の必要性におかれ、人体と社会、階級と元素、統治の技術と医術のアナロジーを用いつて議論を開いた。⁽²¹⁾

国家の形成と崩壊の要因としての、団結 (イッティフार ittihad) の意義についても言及はしているものの、団結と国家の興亡との関係をめぐる社会学的観察と、医術とのアナロジーに基づく社会有機体論的な統治の理論が直接結びつけられて、国家の興亡と有機体の生と死が中心的テーマとして論ぜられるることはなかつた。

このことは、体系的倫理学書としての本書の性格によるところもあることながら、なおオスマン国家の衰亡といつたことが近い将来における現実の可能性として視野のなかに入つていなかつた、当時の状況の反映とも見ることがで

あよう。

四 ルトフイー・パシャの『宰相の書』

スレイマン大帝時代の組織人による組織論として最も注目に値する著作は、しかし、何といつても、自らスレイマン大帝の大宰相 (カヌベイラザム vezirazam) を勤めたルトフイー・パシャ Lütfi Paşa の手になる『宰相の書 (アサーフ・ナーメ Asafname)』である。

ルトフイー・パシャが大宰相を解任され隠棲したのちに著わされたこの書は、同時代の政治的現実と密着した統治技術論としての『統治の書』のジャンルに属する先駆的な作品であった。この書のなかで、ルトフイー・パシャは全体を四つに分かち、大宰相の心得、遠征への備え、財政、民政について順次論じている。

その際、ルトフイー・パシャは、現在の組織・制度の大綱とそのあるべき姿を示しつつ、それを前提としたうえで、国政の事実上の最高責任者としての大宰相のとるべき行動を提示していく。そのなかで、組織の運用の望ましい実例として、しばしば、現スルタンであるスレイマン大帝の父であるオスマン朝第九代セリム一世の例が引かれている。しかし、そこで引照されるセリム時代の例は、すでに失われた黄金時代の回顧としてではなく、現制度の好ましい運用の例として引かれているのである。

オスマン帝国の支配組織の現状につき、ルトフイー・パシャは自らが大宰相に就任したとき非常に混乱していると見たといい、その後奸臣たちの讒言をうけて職を引いたといいながらも、自らの在任中に改革したと述べている。國庫収支の歳出超過問題や飛脚制度の悪用の例のように、なお個人としての為政者の努力により解決

されうる、いわば支配組織の日常的過程における一時的機能不全としてとらえられているかにみえる。

そこではなお、帝国の支配組織にみられる若干の欠陥は、主として運用上の問題であり、このような運用上の欠陥はまた、直ちに帝国の衰退につながるようなものとは未だ考えられていないようである。

そこにも、スレイマン時代のオスマン帝国の支配組織が保っていた相対的安定性と対外的技術優位、そしてそれに基く同時代の支配組織構成員の帝国の現状と将来についての判断における楽観性がうかがわれる所以である。

三 没落の予兆とその背景——セリム一世からムラト二世の時代へ——

(一) スレイマン大帝没後のオスマン帝国

西暦一五六六年（回暦九七四年）にスレイマン大帝は没し、その子セリム一世がオスマン朝第一代のスルタンとなつた。⁽²⁾セリム一世の短い治世を通じ、スレイマン晩年の大宰相ソコルル・メフメット・パシャ Sokollu Mehmed Pasa が引き続き大宰相として事実上国政を掌握し、セリムの時代は、スレイマン時代の延長の觀が強かつた。この時代には、帝国の領域の拡大も続き、一五七一年にはヴェネツィアの手からキプロス島を奪いさえした。しかし同年中には、レペントの海戦（イネバフド İnebahlı の海戦）のような重大な軍事上の敗北も生じた。レペントにおける敗戦は、当時のオスマン帝国にとっては西歐側の歴史家たちが喧伝したようなオスマン帝国の没落の原因となるほど重要な事件ではなかった。しかし確かにこの敗戦は、オスマン帝国の支配組織のかかえる問題を露呈せしめるような

出来事の一つではあった。

セリム二世の短い治世ののち、そのあとをうけてスレイマンの孫にあたるムラト三世、そして曾孫にあたるメフメット三世がオスマン朝のスルタンとなつた。第一二代ムラト、第一三代メフメットの時代に入ると、オスマン帝国は、対外的にも対内的にも大きな問題に直面することとなつた。すなわちムラト三世時代には、まず東方においてイスラム世界内の最大の敵手、イランのシーア派のサファヴィー朝との抗争が再燃し、さらに西方においては当時の西欧キリスト教世界におけるオスマン帝国の最大のライヴァルであったハプスブルク帝国との争いも再開された。こうして、オスマン帝国は、東西の二つの戦線において両面作戦を余儀なくされるに至つた。とりわけメフメット三世時代に入ると、軍事上の技術革新をとげつた西方のハプスブルク帝国に加え、東方のサファヴィー朝でもシャー・アッバースが軍制を改革し、オスマン帝国の東西の両ライヴァルに対する戦争は膠着状態に陥つていった。戦争の長期化は、支配組織の拡大傾向とあいまって、財政の逼迫と徵税制度の変化をもたらし、重税の圧迫は、諸社会層間の力関係の変化とあいまって、国内的にも帝国の発祥の地でありその心臓部であるアナトリア全土をまきむこととなる、いわゆる「シヨラーリーの反乱 (Şıhaları - İstanbuler Celaflı isyanları)⁽³⁾」という大事件をひき起すことになつた。

ムラト三世の晩年からメフメット三世の初年にかけてのこの時期は、時あたかも回暦一〇〇〇年を迎えるとする時期であった。西暦一五九一年一〇月一九日にあたる回暦一〇〇〇年の到来の日を中心としてその前後の時期は、イスラム世界が自らの暦にしたがい新しい一〇〇〇年紀に入るという時にあたり、人々のあいだに默示録的不安の雰囲気がみられた。⁽³⁾ このような雰囲気のなかであいついで生起する内外の難局は、人心に少なからぬ影響を与えたことであ

らう。

ムラト三世時代をかわきりに、帝国の支配組織構成員の手になる組織人の組織論としての『統治の書』もまた続々と現われ始めた。そして、それらの著作のなかにみられる帝国観にもまた、基調の変化が生じ、スレイマン大帝時代にみられたような楽觀性は徐々に失われていった。この時期、のちに一七世紀から一八世紀にかけて続々と現われることとなつた没落論の先駆ともいべき著作が現われ、從来の組織と体制の動搖が問題とされ始めるのである。

(二) 『フルズ・ウル・ムルク』⁽³²⁾ に現われた帝国観

「國家と政權の永続と民情の安寧についての多くの判断と方策が憶いおこされ、失われないよう」と、集め書いた」⁽³³⁾

と著者自身が述べるこの書は、無名の著者によつてムラト二世の時代に著わされたものと推定されている。⁽³⁴⁾ そのなかで、著者は、スルタン（ペディンシャー padışah）、宰相、総督、知事、軍隊、イスラム法学者と神秘主義教団の長老たちについて、各々、古今の例をひきつつ論じている。ただそのあげる実例は、古い伝説、歴史からのみならず帝国の現状からも多くとられており、そこに提出される診断と処方もまた、多くは当時の現実に密着した具体的統治技術論に属する。その意味では、この書も、ルトイー・パシャの『宰相の書』とジャンルを同じくしている。しかしルトイー・パシャの場合は、帝国の支配組織と体制の大綱の記述とそのなかで大宰相のるべき行動・方策の提示が中心となつていたのに對し、この書においては、むしろ現状があるべき理想からいかにかけはなれてきつつあるかについての指摘が中心となつてゐる。

「……政権の永続は、公正（トダーレ・アダレ adalet）と良兵（ヤラル・アベケル yarar asker）による。」

そして軍人たちが服従するのな、各々の当然の権利にみあらように俸祿（dirlik）を取れるといふ。

と述べたうえで、著者は、しかし、現状においては、本来は兵の給養にあてらるべく「神に加護された国土（メヘリキ・マフルーサ Memaliik-i Mahruse）」にある町々（カサバラン kasabalar）と村々（カリヒン kariyeler）の多くは、ヴァクト vakif（宗教寄進財産）とミユルク地 mülk（自由処分地）と化し、しかも、このように有力者たちの手中に帰した土地の実際の年収額は種々の操作により、帳簿上の数字をはるかに上まわるものとなつていて、指摘している。すなわち、すでにそこでは、オスマン帝国の古典期の体制の根幹をなしてきたティマール制度の形骸化が観察されているのである。

支配組織の頂点においても、スルタンの実質的役割が後退し、大宰相の決定権が事実上強まり、諸官職もまた宰相たちの縁故者に与えられるようになりつつある。支配組織内的人事においてもスルタンの役割が後退しつゝあるのである。

やがて信仰の支えであるイスラム法学者（ウレマ ulema）と神秘主義教団の長老たち（メシヤイフ mesayih）についても墮落が生じ、イスラム法学者たちのなかでも、無知な者たちがかえつて有力者たちの家を訪れ賄賂によつて地位を得るようになつていて、(40)

『ヘルズ・ウル・ムルク』の著者の見るといふ、オスマン帝国の支配組織と体制には、すでに混乱が生じており、その淵源はスレイマン大帝時代にも遡るものがあるのである。

〔三〕 ゲリボルル・ムスタファ・アリの観察

スレイマン大帝時代からメフメット三世の時代に至る帝国の国政の変遷を、同時代の支配組織構成員の一人として内側から観察し、様々な角度から記述し問題点を指摘した人物の一人として、ゲリボルル・ムスタファ・アリ *Geli-bolulu Mustafa Ali* があげられる。⁽⁴²⁾ イスラム学院（メドレセ medrese）でイスラム法学者としての教育を受けたが、書記（キャーティブ kâtib）となり実務官僚として帝国の行政と財政の実務に長くたずさわったアリはまた、歴史家として人類通史としての『キヨンフ・ウル・アバール *Künn ül-Ahbar*』を著わすとともに、『統治の書』のジャンルに属するいくつかの著作をも著わした。

それらのなかで、『フスール・ハル・ウ・アクト・ウスーリ・ハルジ・ウ・ナクル *Fusûlü Hallü Akâl Uzzîlü Harr u Nakû*』と題された著作において諸王朝の興亡について論じ、オスマン朝も興」のサイクルの外にあるわけではないことを指摘⁽⁴³⁾したアリは、『君主への忠告（ナシハーベト・ウッ・ゼハーティン *Nashîhat us-Selâtin*）』において、オスマン帝国の支配組織の現状と問題について詳細な論評を加えた。

全四章に分かれた本書においては、各章の標題として、第一章の「スルタンたちにとって必要な事柄について」に続き、第二章は「現代に法に反して生じた重度の混乱」、第三章は「若干の不適切な行動をもつて（生じた）人々の状態の弱化について」、第四章は「本書の著者に起つた非常な不正と非常な不當な扱いについて」とあり、それ自体に悲観的な基調が示されてくる。

この書のなかで、すでに前代のスルタンたちのうち、メフメット二世、セリム一世、スレイマン一世らの時代が過

あがつた理想の時代として引照され⁽⁴⁵⁾、現状においてはかつての理想の時代以来うけつがれでいた遵守めぐる「古き良き法」(カヌース・カディイメ kanun-u kadime)から逸脱が随所にみられることが指摘されていふ。

支配組織の頂点にあってスルタンを助けるべき大宰相たちも、今や快樂にふけり、他の官人 (ハフリ・ディーヴア・ehli-i divan) は蓄財にいそしんでいる。⁽⁴⁶⁾ 現在では、諸地方に家をつくり人が住むようにするのも宰相たちなり、人々に對して圧制者となるのも大臣たちである。⁽⁴⁷⁾ 総督たちも真摯に君主に奉仕する者はなく相い争うのみである。そして一たび地位についたものはただひたすらより高い地位を求めるのみである。⁽⁴⁸⁾ しかも昇進は賄賂と縁故によるところ大となり、本来は学識によつてながるべきやあるイスラーム法学者たちの人事もこの例にもれない。⁽⁴⁹⁾ 宰相たちや総督・知事たちは、自分個人の家人たち (アダムラル adamlar) にも、國家からの知行を与えるに至つている。⁽⁵⁰⁾ しかも国事に、君主に近い女性たちまで介入するに至つていて⁽⁵¹⁾いる。

不用な宮廷の浪費により財政が損なわれつゝあるのみならず、絶えまない戦争の継続は、軍隊を疲弊させるのみならず財政を脅かす恐れがある。⁽⁵²⁾

軍制と税制の根幹となつてきたティマール制自体に混乱が生じつゝあり、ティマール制の基礎を提供すべき検地 (タフリル tahrir) 自体に問題が生じ、ティマール制騎兵 (シペーヒ sipahi) は弱体化し農民 (レアヤー reaya) は疲弊してい。徴税請負制 (イルティザーム iltizam) の多用は一層の民の疲弊を生ぜしめるであろう。⁽⁵³⁾

アリは、その列記するといふの諸弊害について各々対策を提示してはいるが、そこには、もはやかつてのイブン・イーサにおけるよくな、さらに一〇〇〇年以上の余命を保つであろうという楽觀は影をひそめている。ルトフィー・パシャの『宰相の書』における弊害の指摘が断片的・部分的であったのに対し、アリのそれは、体系的であり『ベル

タンへの忠告』全編をおおつてある。そこで支配組織と体制のあるべき姿として示される過去のスルタンたちの例、古の法は、あきらかに現実には失われつてあるものとして描かれているのである。

四 ムスタファ・セラニキーの嘆き

ゲリボルル・アリのはぼ同時代人として、同じくスレイマン大帝からメフメット三世に至る四代のスルタンの時代を通じ、支配組織の構成員として帝国の支配組織とそれをとりまく環境を内側からひばさに観察し記録した人物に、ムスタファ・セラニキー Mustafa Selaniki がある。一貫して財務官僚としてのキャリアを歩んだセラニキーは、スレイマン大帝の末年からメフメット三世の治世の前半までを扱う私撰の歴史書を残した。⁽⁵⁷⁾『セラニキー史（ターリヒ・セラニキー Tarikh Selaniki』として知られるこの著作は、回曆九七年（西暦一五六三年）から回曆一〇〇八年（西暦一六〇〇年）までを対象としており、殆どがセラニキー自身の見聞と伝聞に基く全くの同時代史である。

セラニキーは、その史書のなかで、とりわけムラト三世からメフメット三世の時代について、自らが組織の一員として実見した当時のオスマン帝国の支配組織に生じ始めた病理現象と、そこから生ずる帝国の社会経済体制の混乱を詳細かつ執拗に記述している。

セラニキーの年代記の大きな特色の一つは、オスマン朝のそれまでの史書に比し、帝国の支配組織内の人事が非常に詳細に年月日をおつて記され、とりわけ從来の年代記では余り言及されてこなかった文書行政と財政を担当する組織の人事についての情報が体系的かつ詳細に与えられているところにある。このことは、著者セラニキー自身が財務官僚として終始したことからくる著者の関心の所在を示すのみならず、オスマン帝国の支配組織の拡大と体系化が進

行しつつあった現実の反映でもある。

帝国の支配組織の拡大は組織運営の新しい問題を生ぜしめた。とりわけ、常備軍団の著しい拡大は、軍団の統制を次第に困難にしていった。組織の拡大に加えて、西方でのハプスブルク帝国、東方でのサファヴィー朝との抗争の再燃は、膨大な出費を招き、帝国の財政を圧迫した。セラニキー自身の言葉をかりれば、

「國庫（ハジネ・イ・アーマ）（Hazine-i Âmire）の費用と支出は、限度ないべくはなかった。國庫収入は、支出に足りず、非常な欠乏をみるといふなどいた。」⁽⁵⁵⁾

このため、一方では貨幣改鑄により、物価の騰貴のみならず、俸給をめぐる争乱をも惹起した。⁽⁵⁶⁾ 他方では、金銭による官職の授与が拡がり、不適切な人物の任官は、苛酷な租税徴収とあいまって民政を混乱させた。⁽⁵⁷⁾

「世界（アーネム aleim）は、圧政（マルム zulum）によつて、暗黒（ブルメット zulmet）となつた」⁽⁵⁸⁾ とある。民心もまた荒廃した。⁽⁵⁹⁾

常備軍団に異分子が混入し始めたのみならず、支配組織の中核である不適切な者が地位を占めている。⁽⁶⁰⁾ セラニキーの見るとおり、総督も、知事も、イスラム法官（カシウ kadi）も、財務官（デフテルダル defterdar）も賄賂をねらうと授与されるようになり、もはや、

「誰も（実績と適任性に基く）当然の資格をもつては、世に出てゐるが出来ない……」⁽⁶¹⁾

状態に陥っているのである。

「（）他のを圧倒する力がある國家（トランシルバニア・カルム Devlet-i Kahire）の状態は、よがひぬ道（ヤラ・ヤズ・ヨル yaramaz yol）に入つてしまつた。」

いな、イスラムの國家 (トウレッティ・ベト "H Devlet-i İslamiyye) はおこり、アッバース朝の滅亡を始め、多くの血が流れられたが、今、オペラノ朝におこり。

「……おれの時代おこり始めただ、ソルターンの威といふ、豪傑くさいとは残つていいない。」⁽²⁾

「おおセラリキー!」

「過去おこりの種の状態が、この國家 (トウカニヒュ devlet) はおこりやあれ、許容されたとやれば、少しつぶし、王冠の主 (サーリム・タッシュ・ウ・ヤリール sahib-i tac u serîr) は廢され、政権の更新 (トウシ・ハ・トゥ・チャルタナート teceddüd-i saltanat) が生じるのが常やあいた。」⁽³⁾

おおや極論やるのやある。

そして帝国内のいのちの状況がまた、

「かぐやの方面におこり、明らかな宗教の敵たわ (eadî-i din-i mübîn) がイスラムの民 (イスラーム・ヒハ
リ İslâm ehli) に攻撃をかけぬことない。」

おおのような情勢を招いたことを憂えぬのやある。

『ヤハリキー史』は、史書ではあるが、その記述のなかでは、対外的進出がほぼ停止し、対内的にはシムラーーの大乱を招くに至る同時代の情勢が克明に描かれ、淡々たる事実の記述のあいまに、歯にきくをもむ鋭い現状批判が展開されるのである。

『ヤハリキー史』は、やはやかつての著者たちの樂觀的展望は影をひそめ、現状に対するヤハリキーの謹きいと憂憤がほこびこり出でる。この書の同時代の写本の伝存にかしこのは、おぞむへいの厳しい批判性によるぶんの大と

思われ、一八世紀初頭に入り、対西歐關係にも新しい道を探らうとした新時代の先駆者である大宰相ネヴシムヒル・イブラヒム・ペシャ Nevşehirli İbrahim Paşa の母代に至る本書が推奨され写本が多く作成されたといえられ
⁽⁷³⁾るのむ、この書のより『統治の書』的な組織と体制の現状の診断における徹底性によるのである。

四 ハサン・キャーフィーの新視点

ゲリボルル・アリ、ムスタファ・セラニキーの同時代人の手になる著作で、『統治の書』として注目すべき作品に、ハサン・キャーフィー・アクヒサーサー Hasan Kâfi Akhisâri の『カスール・ウル・ヒッケーム・フィー・ハサーン・キャーフィー Usul'il-Hikem fi Nizâm'îl-Âlem』⁽⁷⁴⁾がある。

ボスナ Bosna (ボスニア) 出身で、イスラム法学者としてイスラム学院の教授 ("مُهَاجِرَة mûderris)" やイスラム法官を勤めたハサン・キャーフィーは、回曆 100 四年 (西暦 1596 年) に故郷であるボスニアのアクヒサル Akhisar (トルサック Prusac) で、あやトランク語でこの著作を著わした。そもそも始まりたスルタン・メフメト II 世のエーリ Eğri 親征に際し、ハサン・キャーフィーも従軍し、軍中で彼の著作を官人や学者に示したといい好評を得たため、これを田川トルコ語に訳したといわれる。⁽⁷⁵⁾

著者は、回曆 100 四年、「世界の秩序 (أَنْزَلَهُ إِلَيْهِ الْحَكْمَةُ al-nizam)'」において欠陥が生じていると考え、実は回曆 980 年以来生じてゐる混乱 (إِفْتِيَارِ إِنْتِيَارِ intifâr) の原因と处方を示すことを本書執筆の動機として述べる。ついで、全体を、序説と四つの原理についての四つの章と結語とわかつ。

序説において、ハサン・キャーフィーは、イスラム世界の政治理論の伝統の一つに従い、「世界の秩序」の根底を⁽⁷⁶⁾

軍事と学問と農業と商工業に携わる四つの階級（スマフ sunnī⁽²⁾）が各々の機能を遂行することに求めた。そして、この数年来この状態に混乱が生じており、スルタンがこの混乱を除去することにより、秩序は再び回復されるであらうとする。⁽³⁾

以下、第一の原理として、王権（パデイシャールク padışahlık）⁽⁴⁾、第二の原理として、諮詢したうえで行動すべきこと、第三の原理として武器の使用、第四の原理として勝利と敗戦の原因についてとき、結語として、和平（スマフ sulh）と条約（アハド ahđ）の重要性の指摘をもつて終わる。

その所論中、組織論としてとりわけ注目すべき新視点は、第三の原理、すなわち軍事力の使用に関する部分に見い出される。そこで、ハサン・キャーフィーは、クロアチアの辺境（セルハッディ・フルヴァット serhadd-i Hırvat）でのこの五〇年來の経験として、敵が、武器や武具において著しい技術革新をとげ始めたことを指摘している。⁽⁵⁾しかも、オスマン軍側は、そのような技術革新の結果を受け入れようとせず、むしろ古くからオスマン側にあつた武具さえ十分に用いなくなっている。⁽⁶⁾このため、

「戦いに耐え得ず、逃亡するようになった。」⁽⁷⁾

これが述べてあるのである。

このような視点は、専らオスマン帝国の支配組織のかかえる問題の原因を組織内の内因に求めたムスタファ・アリやセラニキーには見られないものであった。このような視点は、長らくオスマン帝国の対西方政策の前線であり、とりわけ当時は対ハプスブルク戦略の前線基地であったボスニアに生れ、生涯殆どをボスニア及びその近辺のオスマン帝国の西の辺境で過ごしたハサン・キャーフィーならではの新視点であったといえる。

異文化世界の、異質の組織モデルに基く異質の組織における技術革新に注目し、これを直ちに自らの組織の問題としてとらえようとしたハサン・キャーフィーのこの新視点は、その後の一六世紀末から一七世紀にかけての支配組織についての診断と処方においては受け継がれることはなかった。しかし、一八世紀に入り漸く、理論のうえでも脚光を浴び始めることとなることのような問題点に、辺境の人としての経験をふまえ、いち早く着目した人物のあったことは記憶するに値する。

四 『没落』の原因の探求——アフメット一世からオスマン二世へ——

(1) アフメット一世の時代

オスマン朝第一四代のスルタン、アフメット一世の時代（在位回暦1011—1016年 西暦1603—1607年）は、ムラト三世時代以来オスマン帝国を脅かし続けた懸案のいくつかが、小康をえた時代であった。⁽⁸⁷⁾ すなわち、西方におけるハプスブルク帝国との不毛な抗争は、西暦1606年のジトヴァトロク Zırvatrolk 条約によつて、オスマン側にとつては有利ならざる条件の下ながら終結を迎えた。⁽⁸⁸⁾

オスマン帝国のハプスブルク帝国との和平を急がせる原因の一つとなつたのは、メフメット二世時代に本格化した、アナトリアにおけるいわゆる「ジエラーリーの反乱 Celâli İsyanları」であった。しかし、このアナトリアのはば全土をまき込みオスマン朝の支配体制を脅かした大反乱も、ジトヴァトロク条約締結時には西方の辺境にあつて交

涉にも尽力したムラト・ペシヤ Murad Paşa が大宰相に任命されてアナトリアを転戦することで解決にむかつた。その徹底的な殲滅策によって「クュジ・Kuyucu (井戸掘り)」の異称を得たムラト・ペシヤは、しかし、漸くの大反乱を一応鎮圧するのに成功したのであった。⁽⁸⁸⁾

こうして一六世紀末以来、オスマン帝国を脅かした三つの懸案のうち、アフメット一世時代には一つまでがほぼ終息するに至った。残された懸案は、東方のイランのサファヴィー朝との抗争を残すのみとなつた。

西方における対ハプスブルク戦を終息せしめ、対内的に最大の脅威となつてゐるジョラーリーの反乱に対する本格的対応をとらうとしたこの時期に、従来の帝国の支配組織と体制を再確認したうえで、あるべき制度を探らうとする努力が現われることとなつた。

II アイス・アリの『カヌーン・ナーメ』

——『統治の書』としての『カヌーン・ナーメ』(その1)——

アフメット一世の時代に入ると、オスマン朝のいわゆる『法令集成 (カヌーン・ナーメ kanunname)⁽⁸⁹⁾』と呼ばれるもののなかに、従来多くみられたような「勅令 (フェルマ ferman)」やイスラム法学者の「法学意見書 (フェトヴァー fetva)」の集成の形式をもつてではなく、個人の著作として体系的構成をもつものが見られるようになる。⁽⁹⁰⁾ その代表的な例はアイス・アリ Ayn-ı Ali の手による『カヌーン・ナーメ』である。

諸職を歴任した後にエジプト州財務長官 (ムスル・デフテルダール Misir Defterdarı) となつたと伝えられる財務官僚であったアイス・アリは、『カヴァニーニ・アリ・オスマン・デル・ヒュラーサー・イ・メザーミー・デフ

前者は、回暦一〇一六年（西暦一六〇七年）に、スルタン、アフメット一世の上覧に供すべく大宰相ムラト・ペシヤに献ぜられたもので、ティマール制についてのものである。そのなかで、ティマール関係の検地帳（タフリル・デフテリ tahrir defteri）等の保管にあたるデフテル・ベネ defterhane の職（デフテル・ヘミ defter emini）を勤めたことのある著者は、序論と結論に加え、全体を七章に分かつて、ティマール制につき詳述した。そこでは、まず布は、著者も検地帳によつて作製したとしているが、年代的には著作成立よりはやや以前の一六世紀末葉の現実をほぼ反映している。第五章から第六章にかけてのティマール制度の大綱が要約されている。州県の区画と、県毎のティマールの分布が詳述され、最後にティマール制度の大綱が要約されている。州県の区画と、県毎のティマールの分布は、著者も検地帳によつて作製したとしているが、年代的には著作成立よりはやや以前の一六世紀末葉の現実をほぼ反映している。第五章から第六章にかけてのティマール制度の大綱についての部分は、ティマール制についての法令の規定を要約記述したものからなる。その意味では、この小論が、しばしばアイヌ・アリの『カヌーン・ナーメ（法令集成）』として、ティマール制の実際についての基本史料とされるのも無理からぬところがある。しかし、実際に、彼の描くティマール制像は、むしろ実態においては崩壊しつゝあるティマール制について、その本来のあるべき姿を示すためのものであった。

事実、第七章は、ティマール制に生じた混乱（イフティラル *iftihâl*）の除去を問題とする。⁽⁹⁵⁾ そいでは、ティマールを得た者が本来の任務たるべき騎兵としての任を果せや、そのことが点呼（ヨカラマ *yoklama*）が励行されねばならぬ。

ために把握できていないことに、ティマール制の混乱の原因があることが指摘されている。⁽⁹⁶⁾ アイス・アリのティマール論は、単に法制の記述をめざすものというよりは、むしろあるべき制度を示し、現実にみられるその変質を是正することをめざす改革論としての性格をもあわせもつのである。

同じくアフメット一世時代の回暦一〇一八年（西暦一六〇八年）に同じく大宰相ムラト・ペシャの命により著わした彼の第一の著作である『リサーレ・イ・ヴァズィーフェ ホラーン・ヴェ・メラーティビ・ベンディギヤース・アリ・オスマン』⁽⁹⁷⁾は、前著の対象である地方におけるティマール制騎兵と対をなす、中央において国庫から直接俸給をうけている常備軍団、宮廷構成員、実務官僚らの人員数と俸給総額をカテゴリー別に一覧としたものである。この小論もまた、現在の制度を記述するのみならず、混乱をみせつつあるオスマン帝国の支配組織の中央における中枢部分の秩序回復維持のためのるべき組織の提示をもめざす著作なのである。

そのいみで、アイヌ・アリのいわゆる『カヌーン・ナーメ（法令集成）』は、支配組織が古典期のありようから大きく変化しつつあった時期において、本来のるべき組織を提示することを通じ、『没落』の原因を探求し、混乱の是正に資することをめざした『統治の書』としての性格をも色濃く有していたといえるであろう。

〔〕 イュニチヨリ改革論としての『イュニチヨリ法典』

——『統治の書』としてのカヌーン・ナーメ（その1）——

同じくアフメット一世時代には、祖父代々数代にわたってイュニチヨリ *yeniçeri* 軍団員であったという匿名の人々が、イュニチヨリ軍団の法と規則についての一書を著わした。

『イ・ニ・チ・ヨリ法典（カヌーン・ナーメ・イ・イ・ニ・チ・ヨリヤーン、*Kanunname-i Yeniçeriyam*）』等の名をもつて、著者は自身の述べるむかしに従えば、スルタン、アフメット一世が即位⁽⁸⁸⁾。

「偉大な父祖の法と規則（ヒシ・ダーム・イザームラム・カヌーン・ヴュ・カイドンリ ecdad-ı izamlar.

min kanun ve kaidelesi）」が検査実施するによう」⁽⁸⁹⁾

民に正義を行い、アナドルの地に生じてしゆジ・ハーリーたやを平定するやうにいた。自らも「軍団の諸法と諸規則（オジャウン・カヌーン・ヴュ・カイドンリ ocağın kanun ve kaidelesi）」を詳述して利用に供せんとして執筆したのであつた。その成立時期は本文中の記事から回曆一〇一五年（西暦一六〇六年）と推定される⁽⁹⁰⁾。

この書は本篇としての『イ・ニ・チ・ヨリたちの法令集成の書（キターブ・カヌーン・ナーメ・イ・イ・ニ・チ・ヨリヤーン、*Kitab-ı Kanunname-i Yeniçeriyam*）』附篇からのもの。本篇は、九章に分かたれ、軍団の組織と慣行が、それらの沿革についてのおそらくは軍団内に伝えられてきたと推定される諸伝承をまじえて詳述されている。確かに本書は、当時のイ・ニ・チ・ヨリ軍団の組織についての極めて体系的な法令集成としての性格をもつ⁽⁹¹⁾。しかし、そこでは法令と規則の記述にあたっては、殆どいねに本来の理想の組織が描かれ、ついで現状におけるその墮落が指摘され、しばしばその改革のための処方が示されるという形式がとられてゐる。これに加えて、第九章として特に独立して一章を設け、

「現在、軍団内において、法に反する悪しき革新（kanuna muhalif olan bida'tlar）」が何であるか、そして法（kanun）にあつてしゆめのは何であるか、それを述べる⁽⁹²⁾」

ための章を設けてゐる。この章をみると、著者の田には、軍団内に「悪しき革新」が廣汎に生じてしゆめりとい

たことがわかる。彼が描いたのは、あくまで古来の本来のあるべき組織のあり方についての法なのであり、それは、今やもはや組織の現実とは遠くかけ離れてしまつて、いると認識されていたことが知れるのである。すなわち彼の「法典」もまた、現行の組織の現実に実効性をもつ規則を描くものではなく、むしろ著者の目からみると墮落しつつある組織をあるべき姿へとひき戻すための指針たるべきものなのである。

アフメット一世の時代には、オスマン帝国の支配組織の構成員自体が、内部から組織を観察するにあたつても、ものはや組織の現状は、旧来の組織内の規則から大きく乖離してしまつたことが明らかとなり始めた時代であった。このような組織の現状の認識は、一方では本来のあるべき組織を求める動きを生ぜしめ、それは『統治の書』としての、組織の運用の実践的指針としての一連の『法令集成（カヌーン・ナーメ）』を生み出した。他方においては、それはこの時代以降、組織の現状とその将来についてのさういに徹底した診断をも導くことになる。

(四) ヴェイシーの『夢の書』の一節

——混乱の起源としてのムラト二世時代——

アイヌ・アリの二つの『法典』や『イニチュリ法典』が著されたのとほぼ時を同じくして、回暦一〇一七年（西暦一六〇八年）に、各地のイスラム法官を歴任したイスラム法学者（ウレマー）で詩人として名高いヴェイシー⁽²⁾ Veysi は、『ハト・ナーメ Hatname（夢の書）』⁽³⁾ と題する著作を著わした。この書名の如く、夢の中で、著者が、イスラム世界においても智者として名高く理想の君主の一類型とされるアーノクサンダー大王（イスケンドル Iskender）に会い、諸国家の興亡について論ずるという内容をもつもので、『統治の書』のジャンルに属する書物である。書中

の話題は殆どオスマン期以外の王朝の歴史に題材が求められているが、ただ一ヶ所、オスマン帝国の近年の混乱の起源についての明確な発言がみられる。

そのなかで、ヴェイシーは、混乱の起源をムラト三世の時代に求めた。ムラト三世が東方イランと西方に軍を派して以来四十年近く、一年たりとも戦争のない年はない、望ましからざる」とがなされるようになり。⁽¹⁾

「イスラム法学者に属する職（メナースブ・イルミ² menasib-i ilmiye）も、軍職（メラーティビ・セイフ³ meratib-i seyfiye）も、多くのやせわしからぬ人物に帰したため、地上のすみすみにまで大混乱（クヤーベッカ kuyanet）」⁽²⁾ が生じ⁽³⁾。

戦費の負担は軍民間に激しい敵対を生ぜしめ、ついにはショラーリーの乱を生ぜしめたというのである。

近年の帝国の組織と体制の混乱と没落の起源をムラト三世時代に求めるという見解は、のちに他の諸著作でもひに明確な形をとるに至る。

（五）没落觀の成立——『キターブ・ムスタターブ』——

すでにムラト二世時代から生じつたいた帝国の混乱の認識と没落の予感は、アフメット一世時代の諸著作と「古來の法（カヌース・カディム kanun-u kadim）」の再認識の試みをうみ、ムスタファ一世の短い第一回目の治世を経て、オスマン一世時代にまでわきあれた。

オスマン一世時代に成立したと推定される著者不明の書物に、『キターブ・ムスタターブ Kitab-i Mustetab』⁽⁴⁾ と呼ばれるものがある。近年になり漸く刊行されたこの『キターブ・ムスタターブ』は、一八世紀以来のオスマン帝国

の支配組織と体制の混乱と没落についての諸考察の集大成ともいふべき内容をもつ。

「現今に生じた世界の状態（アフヴァーリ・アーレム ahvâl-i âlem）」なされた人々（エリ・マーリム bini Âdem）の行為は、世界の秩序（ニザーム・ナーンム nizam-ı âlem）に混乱（イフティラール iħtilâl）をもたらす農民と都市民（レアヤー・ヴ・ベラヤー reaya vu beraya）に憤慨を生ぜしめた」⁽¹²⁾

ところ書き出しに始まる本書の目的を、著者は、そのような事態の原因を明らかとし、それへの対策がいかになればべきかを示すものであるとする。⁽¹³⁾

以下、著者は全体を一一章に分かち、オスマン帝国の支配組織と体制の諸部分について、かつてのルトフイー・ペシャの『宰相の書』に匹敵すべき体系性をもつてその大綱を明らかとして、そこに生じた混乱を指摘していく。

彼の見るところ、オスマン帝国においては、初代オスマンからマラト三世初年に至るまでは、

「うねり」諸事は正義（アダーン・ハム adaleт）の道にそそく考えられ追求され、予言者の高貴な聖法（シヨリ・イ・ンヨリフイ・ネビイ・ヌル Serî-i Şerif-i nebiyye）が実行⁽¹⁴⁾された。

しかし、マラト三世の時代以来、不正が生じ

「うねり古来の法（カヌース・カド・イム kanun-u kadime）」反する道を求めるようになつたため、『神の加護をうけた諸國士（メマーリキ・マフルーザ Memalik-i Mahrusa）』による攻占や荒廃を迎える⁽¹⁵⁾

国庫は欠乏し、スルタンの奴隸（クル kul）の間には異分子（ヒジ・ネビー ecnebi）たちが混入して混乱の基となり、大臣大官の間にも対立抗争を生じ、

「イスラムの聖法（シヨリー）に反して処刑を行ひ賄賂（ルシュカ・ヌル ruşvet）をとひ、法（カヌーン）を

反した行動⁽¹⁸⁾を」

とるに至ったのである。

財政に欠乏が生じ、支配組織の核をなすスルタンの奴隸（クル kuli）からなる宮廷と常備軍団の成員には異分子が混入している。⁽¹⁹⁾軍団組織とそのなかでの人事のみならず、⁽²⁰⁾支配組織中枢の組織と人事に混乱を生じ、十分な経験と見識をもつた人物が大宰相等にみられなくなってきた。しかも、⁽²¹⁾支配組織の実質上の中心たるべき大宰相も確たる行動がとり難くなっている。⁽²²⁾支配組織構成員たちは賄賂になじみ、イスラム法学者たちも例外でない。

民は、重税と圧政に苦しむ、

「騒乱をおこす者 (ゾルバ zorba) や反乱者 (ジョラーリー celâli) のために祈りをねねげる」⁽²³⁾

に至っている。

著者は、支配組織の各部門につき詳細に記述しているが、そこに示されているものは、著者自身も認めるように、かつてのあるべき組織にすぎず、現状は混乱をきわめ、先に描き出された組織は改革によって戻るべき目標と化している。そしてかつての理想の時代としては、著者はしばしばスレスマン大帝の時代をあげるのである。

いのうな現状の診断に対し著者が提出する処方は、わずかに「過去にいた（オスマン朝の）偉大な父祖たちの宰相たちと同じような、良き人物を大宰相」と、⁽²⁴⁾スルタン自らも政務もどるといふ、極めて限定された対症療法にすぎない。

しかし『キタープ・ムスターープ』は、その記述の詳細さとその指摘の率直さにおいて特色を有するとともに、帝国の没落の不安を語りその原因を探求するにあたり、古き良き支配組織の原型を求め、現状をそこからの逸脱として

とらえ、そこへの復帰をもつて没落を回避する道とみる、没落観にうらうちされた改革論の原型が鮮明に成立している点においても、特に注目に値する著作といえよう。

没落観と背中あわせとなつた形で、改革論が、現実の政治過程での実現をめざして本格的に論ぜられるようになるのもまた、この書のかかれたといわれるオスマン二世の時代から、後のムラト四世の時代にかけての時代においてである。

五 没落観から改革論へ——オスマン二世からキヨプリュリュ改革まで——

(1) オスマン二世からムラト四世へ

『キターブ・ムスターハブ』が執筆されたとみられるオスマン朝第六代スルタンのオスマン二世の時代には、實際、改革への動きがみられた。しかし宦官や側近の影響下にたてられた空想的な改革計画は実現をみず、常備軍団の蜂起をもつてオスマン二世は廢位された。オスマン二世廢位につづくムスタファ一世の短い復位期をへて、オスマン朝第一七代スルタンとして、ムラト四世が即位した。⁽²³⁾アフメット一世の王子の一人であるムラト四世の時代は、現実政治のなかで本格的改革が試みられた時代であるとともに、『統治の書』の世界においても、没落観にうらうちされた改革論として注目すべき作品が現われた時代であった。

〔一〕 ロチ・ズイの『論策』

ムラト四世時代の組織人の由いの屬する組織についての自己診断として最も広く知られたものは、ロチ・ズイ Koçi Bey の『論策 (リサーレ Risale)⁽²⁾』である。ダルジア系で宮廷で養成された人物であったといわれるロチ・ズイは、幼少でスルタンとなり母后の後見下にあつたムラト四世が漸く青年となり独自の権力行使を開始しようとする頃、回暦一〇四〇年（西暦一六二〇年）に、ムラトのために、オスマン帝国の支配組織と体制の大綱についての知識を与え、そこにつみられる諸問題を指摘し、なれるべく改革の指針を示唆すべく、その『論策』を執筆したといわれる。

ロチ・ズイの見るところ

「オベヤン家の崇高な系譜の諸大王 (ベト・シャー padışah) たちのなかで、おもに初めに国土の広がり (カウサートゥ・メムンケッレ vü'sat-i memleket) と財庫の豊かさ (ケベレッティ・ベシネ kesret-i hazine) と、力 (シヨヴァケゥル şevket) の面で完成 (ケマール kemal) に達したのは故スルタン・スレイマン・ベヒド」⁽³⁾ であった。しかし、

「また、世界の混乱 (イフティハーリ・アーレム iħtilāl-i ālem) の原因となつた状態 (アフヴァル ahval) もまた、彼の時代に生じ、國家 (ħaġanah devlet) が完璧に力強い状態 (ケマーリ・クヴァヘル kemal-i kuvvet) にあつたので、その影響は、その当時は感じられず、何年かして顯かとなつた。」

のである。

支配組織の名実ともに原点に立つスルタンは、スレイマン大帝時代に入るまでは、帝国の最高政策決定機関たる

「御前会議 (デイヴァーリ・ヒュマニイ Divan-i Hümayûn)」を曰く⁽¹³⁾し、スルタン自身が「世界の状態 (アフヴァーリ・トーンベ ahval-i âlem)」と稱す。

「大王 (ペディシヤー padışah) は、そのしゅぐたち (クルラハウ kulları) が、彼のしゅぐたちは、自分たちの大王 (ペディシヤー padışah) が、(よく) 知りていた。⁽¹⁴⁾」

スレイマン大帝時代、なお親征は行われていたものの、由る「御前会議」を主宰し、最高政策決定にスルタンが常時かかわらなくなつたことは、「世界の混乱 (イフティラーリ・アーレベ iħtilâl-i âlem)」の第一の原因となつた。

スルタンは、支配組織構成員をよく知ることもなくなつていた。

支配組織の実質上の中心として国政にあたる大宰相 (ヴェズィラザム vezirazzam) たゞは、十分支配組織内で経験をつんだ有能な者のなかから任用され、永年にわたつて在任し、独立して (ムベタキン mustakîl) 政策決定にあたるべきである。⁽¹⁵⁾しかし、それも、必ずスレイマン大帝が無経験の内廷の寵臣を旧例に反して大宰相に抜擢したことから崩れ始め⁽¹⁶⁾、その独立権もムラト三世時代から失われ始めた。国政上は全くインフォーマルな存在であり政策決定に入すべきでない廷臣たちの介入が始まり⁽¹⁷⁾、他の宰相たるもの干渉をはじめ⁽¹⁸⁾、支配組織の中央での政策決定が混乱し始めた。帝国の地方における支配組織の頂点にある総督 (ベイレンブルベイ beylerbeyi) と知事 (ベイ bey) も有能な人物が任せられ長期にわたつて在任するにひや、帝国の辺境も安泰となつていた。支配組織の部門の構成員もまた、それぞれふやわしい者たちからなつていた。⁽¹⁹⁾

しかし、ムラト三世時代以降、支配階級の諸部門において、あれわしからぬ人物に官職が与えられるようになり、賄賂 (ルシュヴァッベ ruşvet) が横行し組織は混乱し始めた。宫廷 (ベニス・ヒュマニイ harem-i hümayûn) か

ら軍隊に至るまで、本来の人員補充の原則に反した形で、異分子（エジュネビー ecnebi）が混入し始め、支配組織構成員が質的に低下するとともに、その膨脹をもたらした。

帝国の支配組織の基幹をなす軍隊は、地方にティマール timar を与えられそれにみあつた軍役義務を負う騎兵た
ちと、中央で俸給をうける常備軍団とからなる。このうち、ティマール制騎兵は、かつては、有資格のみからなり、
(15)

「やがて彼らが完全であった頃には、生じた聖職（ガザーヴ・トーム gazavat）の儀式において、常備軍（カブ・クルト kapikulları）にばくして必要がなかつた。國のためを思ふ者（ハイリ・ベーツ・デヴレット hayrît⁽¹⁵⁾）であつた」

しかし、今や、彼らの中にも弛緩が生じ、異分子、なかんずく一般の民衆（レアヤー reaya）や都市住民（シヒル・オウラヌ şehiroğlu）まで混入し始めている。そして本来騎兵たちの給養のために与えらるべきティマールが他の目的のために授与され始め、大官の私的な従者たちにも与えられさえしている。⁽¹⁴⁾ こうしてオスマン帝国の軍隊の最大の柱をなすティマール制騎兵軍は変質し混乱し始めている。

他方、軍事組織のもう一つの支柱であるイニチエリ軍団を中心とする常備軍団にもまた異分子が混入し規模が膨張している。このことは、ティマール制騎兵軍の弱体化とあいまって、本来は両者を操作することで可能なはずだったティマール制騎兵軍による常備軍団の統制も困難となつた。また常備軍団内における歩兵軍団（イニチエリ）の台頭により、同じく常備軍団内の騎兵軍団（アルトウ・ボリュク・バルクウ altibölük halkı）をめでイニチエリを統制することも困難となつた。⁽¹⁴⁾

少數精銳であるべき軍隊の膨張、とりわけ常備軍団の膨張は、財政を圧迫し、膨張した俸給の支払のための重税は

後期オスマン帝国における没落觀と改革論

民衆を欺しめねばならぬに至つた。⁽¹²⁾

「最高なる政権（ナルタナーム・トフ ^{トフ}saltanat-ı aliyye）の力（ハ・カ・ト・ウ・ハ・ム・ニ・シ・レ・şevket ü kuvvet）は兵（アスクレ askeri）の手である。此の承継性は財庫（ハジネ hazine）の手である。ヤシヒト 財庫（くの財）の徵収は、民（アトヤー reaya）の手である。民の承継は、正義と公平（トヘル・ウ・ターレ adl u dad）の手である。」

帝国の現状は、危機にある。

「今や、世界（アーネベ âlem）は荒廃（ハラーハ harab）」^ト、此等のからしがれ（ペニンャン perisan）、数々欠ける所となり、ヤシヒト『領の人（ハルベーハ・ヤイハ erbab-ı seyf）』⁽¹³⁾の現状は危機。⁽¹⁴⁾

この危機は対内的なもののみならず、対外的だからである。

「一方で、イスラムの諸国土（ヘマーコギ・イベト ^{トフ}Memalik-i İslamiye）は手中から失われつつある。」⁽¹⁵⁾
しかしながら、この危機にもががわい。

「まだ方策（テビル tebir）はかえりみられず、処方（イラー・チ ^{トフ}ilâc）は問われていない。」⁽¹⁶⁾

ロチ・ゲイは、このオスマーン帝国の支配組織とそれを支えぬぐる体制の危機にあたり、彼の列挙する諸弊害を除去し、しかもひとたび、帝国の支配組織が活力をとり戻すことを祈念し、その主体をスルタンに求めるのである。⁽¹⁷⁾

III 実践的改革諸運動とムラト四世改革

ロチ・ゲイの論策は、時のスルタン、ムラト四世の上書（トルヒベ telhis）の形式をとつてゐた。最近の研究に

よつて、ほんじ頃、帝国の支配組織の現状の診断とそこにみられる混乱に対する改革の処方を示す実践的改革論が一連の上書の形で表明されていたことが知られるようになりつつある。^(同)

このような雰囲気のなかで、かつてのオスマン二世の先駆的ではあるが未熟な改革の試みとは異なり、一定の効果をもたらす改革の試みが、コチ・ベイ^(同)がその治策を擧げた当のスルタン、ムラト四世によつて試みられた。ムラトの改革は、人心の綱紀粛清と、ティマール制を中心とする従来の制度の再点検と統制の再強化からなつていた。^(同)まさにそれは、一六世紀末から現われ始めたオスマン帝国の没落觀から一七世紀前半に現われた実践的な改革論に至るまで基調としてもちづけられてきた、帝国の過去の古き良き時代の理想の組織と体制への復古の理念の一つの実現であった。

ムラト四世改革は一定の効果を生み、宿敵たるイランのサファヴィー朝に一時奪われた東方の拠点たるバクダードの奪回を可能とせしめた。^(同)しかし、ムラト四世の尚早の死は改革を中断せしめ、それに続くスルタン、イブラヒム時代にはその成果は殆ど失われ、再び混乱のなかで、オスマン朝第一九代スルタンであるメフメット四世の長い治世の始まりを迎えることとなつた。

（四）キヤーティプ・チエレビイの『混乱の改善における行動の指針』

——体系的理論に基く診断と処方の試み——

メフメット四世時代に入つてしまもなく、実務官僚として諸職を歴任しながら諸学を修めオスマン朝史上屈指の博学者となつたキヤーティプ・チエレビイ Kâtib Çelebi^(同)は、『混乱の改善における行動の指針』（ドウストゥール・ウル・

アメル・フィル・イスラフ・ウル・ヒュハ *Dustur i'l İshahül-Hileh*⁽¹⁵⁾ に題された小論を著わした。」の著作は、短いが、非常に体系的体裁をもつた現状の理論的分析からなり、一七世紀における没落觀と改革論の歴史において特筆すべき位置をしめる。⁽¹⁶⁾

「」の小論執筆の背景は、ロチ・ズイの『諭策』とその周辺にうかがわれる改革論運動と改革の試みと関連をもつ。キヤーティپ・チョレビイ自身の述べるところによれば、回曆1041年（西暦1651年）に。

「」の崇高な國家 (بِ كَلَّتْهُ تَيْرَهُ دَوْلَتِي أَلِيَّهِ Devlet-i Aliye) の体質 („ザージ“ mizac) において、没落の兆候 (أَلَامٌ إِنْجَهَرَ alam-i inhira)が見られるようになつたため⁽¹⁷⁾。

スルタンの群臣が集り検討せよとの命により、財務長官もまた官僚たる (هَفْرِيَّةِ دِيْنِ اَلْهَمْرَانِ ehl-i divan) を集め、國家財政の支出過剰と、それに伴う民の弱体化と兵員の過剰問題についての検討と対策の提示を求めた。キヤーティپ・チョレビイは、この諮問への回答として『行動の指針』を執筆したのであつた。⁽¹⁸⁾

キヤーティپ・チョレビイは、現状分析にあたり、その理論的基礎として有機体的社會觀を採用し、國家も成長期、停滞期、老衰期の三時期をへて死に至る存在と規定し⁽¹⁹⁾、オスマン帝国をすでに老年期にあるものと規定した。そのうえで、ガレノス的四体液説を採用して、軍人 (اسکل asker)、学者 (ولیم ulama)、商人 (توچِچارل tüccar)、農民 (لَدَّا reaya) の四社会階級 (هُسْنَهُ esnaf) を四体液になぞらえる。そのうえで、人体と同じく国家にもそのライフ・サイクルにおける時期により特徴があり、その特徴にあわせた処方が必要となるとする。キヤーティپ・チョレビイは、このような理論的裝備なしの擬装の下に、実質的には、彼がすでに衰退期に入ったとみるオスマン帝国において、とりわけ常備軍団の人員数と俸給額が著しい増加を示し、兵員が過剰となるとともに、

財政支出が増大し、とりわけ財政支出の増大が最大の問題であることを指摘する。⁽¹⁶³⁾

支配者による浪費と組織の肥大による過剰な出費は、財政を混乱させ、重税に加えて売官の弊害を生ぜしめ、その¹⁶⁹

圧迫は、農民の生活を破壊し、ジエラーリーの反乱が生じ(17)

「貧しい民は……圧制者たちの不正に耐え得ず、世界が廢墟となってしまう……」

ような事態をもたらしている。

キヤーティプ・チエレビイの見るところ、すでに衰退期に入ったオスマン帝国の支配組織は様々の機能不全を示し始め、その体制は危機にある。

しかし、その時代に適した「治療（イラー・チュ ilâzî）」を施すことによって、彼は帝国が再生する可能性をみる。そして、そのような「治療」は、もはや強力な指導力を發揮し得る、「一人の剣の持主（サービ・セイフ sahib-i-sayf⁽¹²⁾）」によってのみ可能になると考へ、キャーティップ・チエレビィは、強力な改革者の出現に望みを託したのであつた。

(五) 改革実行の時代

—キヨブリユリュ改革—

すでにオスマン帝国没落觀は、キャーティプ・エレビイのそれにみられるように、帝国は没落期に入つたことを確認するに至つた。と同時に、帝国の再生をめざす改革論運動もまた高まりをみせ、具体的に改革者を待望するに至つた。

そして実際、幼少のメフメット四世の初年のヴェネツィアによる海上封鎖の試みのひきおこした対外的危機のなかで、全權を授与されて登場した大宰相キヨプリュリュ・メフメット・ペンヤ Koprülü Mehmed Paşa は危機を打破したのに、自ら主導権をとつて一連の改革に着手した。この改革は、大宰相就任当時すでに高齢であったメフメット・ペシヤの没後も、殆ど世襲的に大宰相の地位をしめたキヨプリュリュ家出身の一連の大宰相たちのもとでうけつがれ、一定の成果をおさめた。⁽¹⁵⁾

ただこの「キヨプリュリュ改革」は、あくまで、旧来の組織モデルの枠内におけるものであり、かつての黄金時代における帝国の支配組織の理想的状態が復古の対象として想定され、組織の現状は基本的には理想状態からの逸脱としてとらえられ、現状において可能な限りにおいて逸脱を除去し、組織員の綱紀を肅清することによって組織の機能の回復をはかるうとするものであった。

そこでは、すでに相い隣り合う異文化世界としての西欧キリスト教世界で生じつつある新しい組織モデルに基く新しい組織が、相対的技術優位を示し始めていたことは視野の外におかれていた。

西欧世界とイスラム世界の間におけるこの組織技術における相対的優位の転換の真の意味は、キヨプリュリュ・メフメット・ペシヤの女婿たる大宰相カラ・ムスタファ・ペシヤ Kara Mustafa Paşa が、キヨプリュリュ改革の成果のすべてをかけて敢行した一六八三年の第一次ウィーン包囲の完全な失敗と、一六九九年のカルロヴィッツ条約締結によるハンガリーの喪失によって漸く終結に達した長い不毛の戦争における一連の敗北のなかに如実に示されることとなつた。⁽¹⁶⁾

六 一八世紀における「伝統的」統治論の継続

(一) オスマン帝国にとっての時代の転換

一六九九年のカルロヴィッツ条約は、オスマン帝国に、一六世紀初頭以来の対西欧進出の最前線であったハンガリーのほぼ全土の喪失をもたらし、同時代のオスマン帝国の人々にも、対西欧関係における東方優位から西方優位への力関係の転換を印象づけた。⁽¹⁵⁾

帝国の没落観は、対内的な支配組織の古き良き黄金時代の理想からの乖離としてより、むしろオスマン帝国の対西欧関係における力と威信の後退で一層切実に意識されるようになった。

しかし、一八世紀を通じて現われたオスマン帝国の支配組織構成員による帝国の組織と体制についての自己診断と処方の提示の試みにおいてもなお、旧来の「伝統的」な組織モデルを前提とした伝統的な「統治論」が主流をしめていた。

(二) ムスタファ・ナイヤの国家興亡観

——『ナイヤ史序説』における歴史哲学的考察について——

一八世紀におけるオスマン帝国の没落観において、その名声と影響力の点において最も重要な著作は、ムスタフ
後期オスマン帝国における没落観と改革論

ア・ナイマ Mustafa Naima^(エ) の年代記の序説であろう。一八世紀初頭の人であるナイマは、キャーティプ・チエレジイムと同様実務官僚であったが、彼はまた帝国の公文の修史官（ヴァカーラ・ニュヴァハ vaka inüvis）に任ぜられた。回暦一〇〇〇年からのオスマン帝国の公式の年代記を著わした。通例『ナイマ史（ターリヒ・ナイマ Tarikh-i Naima）』とよばれている著作がそれである。

『ナイマ史』は、回暦一〇〇〇年（西暦一五九一年）から回暦一〇七〇年（西暦一六五九年）までの七〇年間に亘る年代記であるが、その第一巻のなかの、ナイマの歴史哲学的考察を含むことで名高い『ナイマ史』の『序説』は、オスマン帝国のケースについての具体的分析ではなく、一般論として展開されているが、ナイマ以後のオスマン朝の著作家たちによってその理論はしばしば引照された。

『ナイマ史』序説の内容はしかし、キャーティプ・チエレビイとそして中世アラブの歴史学者イブン・ハルドゥーンに依拠するところが大きい。⁽¹²⁾ まず、ナイマは、キャーティプ・チエレビイが『行動の指針』中で展開した議論にほぼそのまま従い、国家も人体と同じく成長期、停滞期、老衰期の三時期をへて死に至る有機体であるとする。⁽¹³⁾ そのうえで、国家の具体的な発展の段階として、さらにイブン・ハルドゥーンに従って、それが五つの段階に分かたれるとする。⁽¹⁴⁾

ナイマの理論は、実質上は、キャーティプ・チエレビイとイブン・ハルドゥーンの祖述にとどまり、独自の特色をもたない。またナイマは、その理論をあくまで一般論として論じ、オスマン帝国の現実に適用して議論を展開することもなかった。彼のオスマン帝国の過去と現状についての独自の見解は、その年代記の個々の記述のなかにのみ散在している。

しかし、『ナイヤ史』序説の通り、ペスミステイックな国家のライフ・サイクル論と発展段階論は、一八世紀から一九世紀にかけての著作家たるべしの基調を提供した点で、オスマン帝国の支配組織についての自己認識とその改革への提言の歴史においても、特異的位置をしめるといえよう。

〔三〕 サル・メフメット・ペシャの『宰相たちと太守たちへの忠告の書』

一八世紀において、体系的「西洋化」が開始される以前の『統治の書』として、最も知られたものの一つは、首席財務長官（バシュ・デフテルダル *baş defterdar*）を勤めた実務官僚で宰相（ヴェズィール）ともなったデフテルダル・サル・メフメット・ペシャ *Defterdar Sarı Mehmed Paşa* の『宰相たちと太守たちへの忠告の書（ナサイフ・ウル・ヴュゼラー・ヴュル・ウメニア *Nasavih ül-Vüzena ve'l Ümerra*）』であろう。おそらくはサル・メフメット・ペシャの最晩年にあたる一七一〇年代に執筆されたと推定されるこの著作は、全九章に分かたれ、オスマン帝国の支配組織と体制とそのがかかる諸問題を、包括的・体系的に扱おうと試みている。論述にあたり、彼は既往の古典を多く引照する。彼は一般論を展開するにあたりヨーランとハディース *hadith*（預言者ムハンマドの言行についての伝承）を多く引用する。⁽¹²⁾ オスマントリームの支配組織を論ずるにあたっては、一六世紀中葉の著作でスレイマン大帝の大宰相であったルトフィー・ペシャの手になる『宰相の書』に依拠するところが大きい。とりわけ、ルトフィー・ペシャの『宰相の書』の第一章にあたる宰相の心得たりいての部分は、包括的にとり入れられ、そこでのルトフィー・ペシャの論点の過半近くが、あるいは殆ど逐語的借用として、あるいは基本的趣旨を採用する形で再現されている。⁽¹³⁾ サル・メフメット・ペシャは、その『宰相たちと太守たちへの忠告の書』のなかで、オスマン帝国の支配組織の基本的

骨格についての論述とそのなかでの宰相のとるべき行動について的一般論は、多くルトフィー・パシャに負っているといつても過言ではない。

サル・メフメット・パシャ自身の支配組織の現状についての観察は、その大綱のなかでの個別的論点をなしているかに見える。そして現状の抱える問題とその改革への提言もまた、ルトフィー・パシャに描かれたような古典期の組織からの逸脱と、可能な範囲内でのこの逸脱の是正として説かれている。

このことは、ルトフィー・パシャの『宰相の書』が書かれた時代から一世紀半以上を経た一八世紀初頭においても、サル・メフメット・パシャもまた、オスマン帝国の支配組織の組織モデルとその運営の技術について、ルトフィー・パシャと基本的には同一の連續した観念を抱いていたことを示している。勿論、国家興亡の一般論のみを論じた『ナイマ史序説』とは異なり、当時の支配組織の現状の診断と処方の提示をめざしたサル・メフメット・パシャの場合、キヤーティپ・チエレビイとイブン・ハルドゥーンを殆どそのまま祖述したナイマのようないき方はとらなかつた。彼なりに、帝国の支配組織の構造とそれをとりまく環境の変化をふまえ、ある程度組織の現状とその中における自らの体験をもふまえて議論を展開しようと試みた。

しかし、近代西欧の組織技術の革新性が漸くおぼろげながら感ぜられ始めた時代において、サル・メフメット・パシャの視野はなお、あくまで中東イスラム的組織モデルのオスマン的形態の範囲のなかに限定されていたのであつた。

四 ジャニクリ・アリ・パシャの論策

一八世紀後半に入つてからのオスマン朝人士の手による『統治の書』として注目すべきものの一つは、オスマン朝

第一「七代スルタンのアブドゥル・ハミト一世時代の回曆1190年シヨッヴァル月111日（西暦1776年11月11日）に書かれたジャニクリ・アリ・ペシャの論策がある。この著作はジャニクリ・アリ・ペシャの論策（ジャニクリ・アリ・ペシャ・リサーネベイ *Canikli Ali Paşa Risalesi*）『トルコ・シヨット・イッティハド・ナーディル *Tedbir-i Cedid-i Nadir*』あるいは『トゥルカ・ウル・ガザーヴィー *Tedahirul-Gazavat*』等の名をもって知られる。この著者ジャニクリ・アリ・ペシャは、エル・ベッジ El-Hac の仇名によっても知られる。早くから辺境のジャニクリ Canik の地方に勢力を養い地方有力者となつたジャニクリ・アリ・ペシャは、のちエルベルム Erzurum、シヴァス Sivas、トルトゥバ Trabzon 等の総督（ヴァリ Vali）を勤め、ボーケン Boğdan（モルダヴィア）、クリミア、アゼルバイジャンへの遠征軍司令官をも勤め、宰相位をも得た人物であった。帝都イスタンブルに居住したこともあるたどりはいえ、主としてアナトリア諸州の総督となり、とりわけ根拠地ジャニクを中心活躍したアリ・ペシャの論策は、帝国中央の宮廷人や官人の論策とはやや異なる視点である。

アリ・ペシャは、まずベクダード、クリミアといったオスマン帝国の辺境における混乱と対外的緊張から説き起し、ついで辺境に任命される総司令官（セラスケル serasker）たる現状が批判される。中央もまた地方の実情に疎くなっている。このことなどが地方統治を不安定としているのである。このような状況認識の下、いねに中央と地方をともに視野に收めつつ、軍制における問題、財政における問題等々が指摘される。そこでの記述からすでに古典期における帝国の支配組織の構造が大きく変化してしまったことが読みとれる。組織技術のみならず物的技術においても、

旧来の武器さえ十分使いこなせぬほどに後退してしまったことが示される。

しかし、アリ・ペシャは、黒海沿岸にあって、南下をめざすロシア勢力の脅威をまのあたりに見うる位置にありな

がら、その論策のなかで、近代西欧の組織モデルと物的技術を受容して脅威をましつつあるロシアをはじめとする、異文化世界の支配組織、なかんずく軍事組織及び技術と、オスマン帝国のそれとを比較する視座をもたない。彼もなお組織の現状はとらえつゝも、伝統的組織モデルの枠内にとどまり、「聖戦の方策」を論ずるにとどまつてゐるのである。

四 伝統的組織觀の根強さ

一八世紀は、オスマン帝国にとっても、新と旧、中東イスラム的なるものと西歐的なるもの、伝統的なるものと近代的なものの、せめぎ合いの端緒となつた時代であつた。しかし、同時代の大勢としてみると、帝国の支配組織の実態のみならず、支配組織構成員たちの自らの組織の現状の診断と処方の提示においてもなお、ナイマにおけるキヤーティップ・チエレビイ、サル・メフメット・パシャにおけるルトフİYEー・パシャの決定的影響にみられるよう、その基調は、伝統的組織觀におかれていいたといえよう。

七 近代西欧の影——組織モデルの転換にむけて——

(一) チューリップ時代における「西洋の発見」

一六九九年のカルロヴィッツ条約の締結から、一七八九年のセリム三世の即位に至るまでの九〇年の歳月において

もまた、オスマン帝国の場合、その支配組織の組織モデルのみならず支配組織構成員の組織觀においても、その基調は伝統の存続にあつた。

しかし、カルロヴィッツ条約以後再燃したハプスブルク帝国とのさらに不毛な戦いが、完全な敗北におわり、一七八八年のパサロヴィッツ条約によって、帝国の対西方関係における大本營というべき「オグラーード」の一時的喪失をもたらしたのち、オスマン朝第二代アフメット二世の治世の後半には、新しい萌芽が生じた。

一七一八年のパサロヴィッツ条約調印以降、一七三〇年に至るアフメット三世の治世の後半は、その寵臣のネヴシエヒルリ・ダーマド・イブラヒム・パシャ Nevşihirli Damad İbrahim Paşa が大宰相として国政の運営にあつた時代であった。⁽¹⁸⁾ イブラヒム・パシャは、対西欧宥和策をとつて國力の休養をはかるとともに、戦争より外交によつて問題を処理することに努め、西欧に一連の使節を派遣した。⁽¹⁹⁾

それらの使節のなかで、とりわけパリに派遣した大使イルミセキズ・チヨレビイ・メフメット Yirmisekiz Çelebi Mehmed には、外交交渉のみならず西欧文明についての観察の任をも与え、イルミセキズ・チヨレビイもまた、これに応えて、フランスからおもむろの情報とともに、報告書として『フランス使節記』を提出した。⁽²⁰⁾

『フランス使節記』のなかで、使節行の顛末を除けば、イルミセキズ・チヨレビイの観察の中心は、フランスの政治制度等ではなくむしろ風俗文物にむけられている。⁽²¹⁾ しかし、在イスタンブルのヴェネツィア大使らの伝えるところによれば、イルミセキズ・チヨレビイは、同時に西欧の政治外交についても観察し、当時のオスマン帝国において、その方面的権威として顧問的役割を果たしていたものと見られる。⁽²²⁾

対外的には対西欧有和策がとられ、一〇余年にわたる平和のなかで国内的には世俗的で享楽的な文化が栄えた。このネヴシュヒルリ・イブラヒム・ペシヤの時代は、のやに当時のチューリップ愛好熱にちなんで「チューリップ時代」(ラーン・デベリ Lâle Devri)と呼ばれた。⁽¹⁹⁾この時代はまた、オスマン帝国における近代西欧再認識の端緒ともなった時代であった。⁽²⁰⁾

〔一〕 イブラヒム・ミュテフエリカの『ウスール・ウル・ヒッケーム・フィル・ニザーム・ウル・ウン メーム』——近代西欧の支配組織の認識にむけて——

オスマン帝国のエリートたちの、西欧認識の端緒が聞かれた「チューリップ時代」の遺産のなかで、甚だ注目に値するものの一つは、この時代も終焉に近づく頃、近代西欧からの技術導入によって、イスラム世界で最初のアラビア文字を用い、ムスリムによって経営される活版印刷所が開設されたことである。⁽²¹⁾一五世紀末以来、その存在は知られつつも導入されなかつた新技術の導入は、「チューリップ時代」の開幕に先立ちパリに使いした大使イルミセキズ・チャレビイの子息でパリに同行滞在した経験をもつメフメット・サーイト Mehmed Said や、ベンガリー出身の旧プロテスタンント神学生でムスリムに改宗しオスマン朝に仕えたイブラヒム・ミュテフエリカ Ibrahim Müteferrika の協力によつて果たされた。宗教書の刊行を禁ぜられるなど、幾多の制約を課せられてはいたが、この活版印刷所は、一八世紀を通じ断続的に活動を続け、ミュテフエリカ版と呼ばれる一連のトルコ古活字本を刊行した。⁽²²⁾

ミュテフエリカの印刷所の開設後まもなく、東方イラン国境の情勢が悪化し、帝都イスタンブルの人心も、また長らく帝都の台風の田と化していたイェニチャリ軍団の動向も不穏化し、一七三〇年には、ついにいわゆる「ペ

トロナ・ハリルの娘 *Patrona Halil İsyani*⁽²³⁾ が生じ、大宰相ネヴシヒルリ・イブラヒム・ペシャは殺害され、スルタン、アフメット二世が廢位され、チャーリップ時代は終焉を迎え、新スルタンとしてマムーム・Mahmud一世が登場した。

この反乱の混乱をのりこえて、西暦一七三一年一月（回暦一一四四年シヨウヴァル月中旬）、活版印刷所の創始者イブラヒム・ミュテフヨリカは、彼自身の手になる「統治の書」を刊行した。『ウスール・ウル・ヒッケーム・フィル・ニザーム・ウル・ウンメーム⁽²⁴⁾』と題されたこの書物は、漸くチャーリップ時代が終わり、マフムード一世のスルタンとしての治世に入ったのちに現われた。

一見、古風な統治論をほうあつとさせる書名をもつこの著作は、実は、オスマン帝国における支配組織構成員の組織論としての「統治の書」の伝統の中で、特筆すべき作品であった。すなわち、この書は、「統治の書」の長い歴史のなかで始めて、オスマン帝国の支配組織とともに近代ヨーロッパの支配組織をも中心的論題としてとり上げ、両者を比較しつつ、オスマン帝国の支配組織の改革への道を提示しようとする書物であったのであった。

そこではまず、「宗教と国家の敵」（アダー・ユ・ディン・ウ・デヴレシム *âda-yı din ü devlet*）⁽²⁵⁾ である西欧の軍隊について探査する必要を指摘し、キリスト教諸国において軍事上の革新が生じたこととを明確に指摘した。⁽²⁶⁾

これに比し旧態依然の軍隊では、もはや問題とならなくなつたとする。

そしてヨーロッパ各国史を回顧しつつ、西欧の台頭の原因を探求し⁽²⁷⁾、その軍事技術の先進性を強調する。西欧のキリスト教諸国では、「軍隊と軍事の学問」（アスケリ・ヴュ・フウヌ・ベリジ *askeri ve funün-u harbiye*）⁽²⁸⁾ が著しく進んでいる。「それは、イスラムの軍隊に対し優位に立つておかざる」と初めて指摘し、技術的に優位にあるモ

デルに基く組織として、西欧キリスト教世界の軍事組織について詳解を加える。そして、後進的であつたモスクワ(Moskow)すらが、西欧に学んで「一二一—二〇年来」急速に台頭してきたこととえ指摘するのである。⁽²¹³⁾

イブラヒム・ミュテフェリカは、前近代のオスマン帝国の組織論としての『統治の書』の伝統のなかで、初めて、中東イスラム的モデルに基く組織ではなく、近代西欧の新しい組織モデルに基く組織を比較の対象としてとり上げ、しかも、オスマン帝国の伝統的支配組織は、とりわけその軍事組織において、もはや技術的優位を失ったことを明言し、その改革を提言したのであった。そこでは、もはやオスマン帝国の支配組織の改革の目標は、かつての黄金時代への復古ではなく、外の世界の新しい組織モデルへとむけられているのである。⁽²¹⁴⁾

〔三〕近代西欧組織モデルの受容への道

イブラヒム・ミュテフェリカがその論策のなかで提示した道は、マフムート一世からアブドゥル・ハミト一世にかけての時代に、政治的現実のなかでも実際に徐々に摸索されていくこととなつた。すでにアフメット三世時代以来、その先駆となる事象が生じつたが、⁽²¹⁵⁾マフムート一世の時代に入ると、フランスの軍人ド・ボネヴァル de Bonneval の亡命を受け容れて彼の指導下の砲兵隊の改革が開始された。⁽²¹⁶⁾その後一八世紀を通じ、オスマン帝国中央の政局における開明派と守旧派のせめぎ合いのなかで、一進一退を繰り返しながら何よりもまず軍事面において、近代西欧の武器と軍事技術の受容の試みが続けられた。この試みは、武器から技術へ、モノを扱う技術から組織技術へと次第に拡大されていった。⁽²¹⁷⁾

そしてくしくもフランス革命と同じ西暦一七八九年に即位したオスマン朝第一八代スルタン、セリム三世の時代に

至つて、近代西欧からの新技术の受容過程は、個別的・部分的段階をこえて、少なくも支配組織の最も重要な根幹をなす軍事組織において、体系的・全面的受容をめざす階段へと入ることとなるのである。⁽²¹⁾

そして、現実の政治過程における近代西欧組織モデルの体系的受容の開始の時期を迎え、支配組織構成員による組織の現状の自己診断と処方の提示としての『統治の書』のジャンルのなかにも、異文化世界での急速な変革を視野に入れつつ、伝統的組織への外来の新しい組織モデルと組織技術の導入を主張するものも現われ始めるのである。⁽²²⁾

おわりに——組織構成員による組織観察の宿命——

組織の展開過程のなかで、その組織の構成員のなかからも、つねに自己の組織の内側からの観察者が現れてくる。とりわけ内部からの体系的な組織観察の試みは、組織の発展が一段落をむかえ、組織の外的環境と内的構造が大きく変化し、当初の組織目標自体が問われ始める時期に集中して現われよう。一六世紀末葉以降のオスマン帝国において、組織人の組織論としての『統治の書』文献が夥しく現われ始めたのも、その例外ではなかろう。

前近代のオスマン帝国、とりわけ後期オスマン帝国において、その支配組織を自ら構成員として内側から観察した『統治の書』の著者たちは、自己の組織があるべき組織の理想と対比させつつ検討し、現状を批判し理想へと近づける処方を示そうとした。しかし彼らは通例、過去への強い志向をもつた。すなわち、組織の形成・確立期にあたる前期ないしは古典期のオスマン帝国の組織を理想化しがちであった。そしてまた、彼らは、自らの属する組織モデルと組織原理の枠内につねにとどまり続けた。それゆえ、彼らの組織認識と実践的指針の基調は、通例、かつての

理想的な組織の均衡状態の探求とそれへの少くも近似的な接近への努力からなっていた。

このような傾向が強くみられたことも理由のないことではなかった。たしかにオスマン帝国の支配組織は、イスラム世界の後期の歴史において、とりわけ一六世紀において、イスラム世界のさまざまな支配組織のなかで最も機能的かつ巨大な組織であつたろう。オスマン帝国の支配組織は、単に同文化世界内の同種の組織モデルに基く諸組織に対し技術的優位にあつたのみならず、少なくもまた一六世紀においては、最も深い関係を有する隣接の西欧キリスト教世界の諸支配組織に対しても、技術的優位にたつていた。このことが、彼らの組織認識の基調を定めたのであった。

組織人にとって、自らの組織の風土のなかでつちかわれてきた組織論の諸前提をこえて、組織を認識し実践の指針を求めるることは、甚だ困難である。まして、異文化世界、それも敵対する異文化世界に形成された、前提も組織モデルも全く異なる組織を、対象として認識することはなおさら困難であるし、とりわけ一たび優位にたつたことのある組織に属したものが劣位にあるとみなした異文化世界の異質の組織を認識することは難しい。特に、自らの組織とその異質の組織とを、技術的レヴェルで客観的に比較しようと試みることは、多くの困難を伴う。

後期オスマン帝国の支配組織構成員としての組織観察者のなかで、近代西欧の組織に関心を示し、さらにそれと自らの組織の比較を試みた最初の観察者は、実はキリスト教徒のハンガリー人で、文化の境界をこえてムスリムとなりオスマン帝国に仕えたイブラヒム・ミュテフェリカという一種のマージナル・マン（境界人）であったことは、興味深い。そして、このような試みが一般化していく背景には、現実における力関係と技術力の決定的転換という事態の進行が必要であったのであった。

後期オスマン朝の支配組織構成員たちの、真摯な、しかしまだある意味で定型化し硬直した組織の自己認識の軌跡

おだいじゆか。組織構成員による団の組織としての組織意識の使命を果すのやね。

1　この問題についての「元の概観」としては、拙稿「木々ヤハ帝国の統治機構——比較史的分析」梅棹忠夫・松原正教編『統治機構の文明学』中央公論社、一九八六年、一九九一、三七頁。それにも多くの新見を加えた詳細な体系的分析は、現在独立の著書として準備中である。

2　現代の歴史研究者として代表的考察の恩人として Bernard Lewis, *The Emergence of Modern Turkey*, London, 1961, Chap. 2, "The Decline of the Ottoman Empire," (エドワード・ルイス, *Emergence of the Modern State*), Halil İnalcık, *The Ottoman Empire - The Classical Age 1300~1600*—, Chap. 6, "The Decline of the Ottoman Empire," London, 1973, İsmail Hakkı Uzunçarşılı, *Ottoman Tarihi*, Vol. III, Part 1, 3rd ed. Ankara, 1983, pp. 119~126. (エドワード・ルイス, OT と監訳)。

3　「オスマントルコ」 Bernard Lewis, "Ottoman Observers of Ottoman Decline," *Islamic Studies*, Vol. I, (1962), p. 74, A. S. Tveritinova, *Social Ideas in Turkish Didactic Politico-Economic Treatises of the XVI-XVII Centuries*, Moscow, 1960, pp. 3~7, M. Tayyib Gökbilgin, "XVII. Asırda Osmanlı Devletinde İslahat İhtiyaç ve Temayülleri ve Kâtip Çelebi," in *Kâtip Çelebi-Hayat ve Eserleri hakkında İncelemeler*, Ankara, 1957, p. 199. (エドワード・ルイス, Kâtip Çelebi と監訳)。

4　ベババ吉野の政治論の諸種の包括的考察として Erwin I. J. Rosenthal, *Political Thought in Medieval Islam - An Introductory Outline*, Cambridge, 1958 が最もよく、その要約的、一般的な「宗教的政治論」和専門政治論が中心となる。ベババ吉野がその概説を著述する前に筆者としていた、トマス・ア・クランシの論著が影響を与えたようである。

A. K. S. Lambton, "Quis custodiet custodes," *Studia Islamica*, Vol. V (1956), pp. 125~148, Vol. VI (1956), pp.

後期オスマン帝国における政治組織の沿革論

125～146, "Justice in the Medieval Persian Theory of Kingship," *Studia Islamica*, Vol. XVII, (1962), pp. 91～119.

*た最近のムハンマドの本筋について Ahmet Uğur, *Osmanni Siyasetnameleri*, n.p., n.d., pp.13～17. (エーテル Uğur, *Siyasetnameleri* ムハンマド)。

5 トマーツウリツナ・スルアベア Gustav E. von Grunebaum, *Medieval Islam*, Phoenix Books ed., 1962, pp.250～

257.

6 トマーツウリツナの統治とヒュラズ Gustav Richter, *Studien zur Geschichte der ältern arabischen Fürstenspiegel*, Leipzig, 1932.

7 オバヤハ帝国における『統治の書』の伝統とヒュラズ 本来ゼトトア図の著者たるウカル・ハサビイ等の著者たるハサビイの価値を失なず先駆的研究として Bursali Mehmed Tahir, *Siyaseli Muteallek Âsar-i İslamiye*, İstanbul, 1332. エヌ。 (エーテル Mehmed Tahir, Âsar ムハンマド)

やの後の著者ヒュラズ 様單な世説と疑説への詳細な書論をみたる Agâh Surri Levend, "Siyasetnameler," *Türk Dili Araştırmaları Yılığı*, —1962—, (1963), pp. 167～194. (エーテル Levend, "Siyasetnameler" ムハンマド) エーテル
ト甚だ有益である。なおブルガル・ターリルヒト・ギヤー・スワード・レカハ・ハサビイの書誌の欠点補へ、筆者たるかトマイベタ
ハサビイ留学中にかなり包括的に書誌的情報を収集しておる、シテルギヤー・スワード・レカハの補圖として示す。

トマーツウリツナの最新の内容にも立入った研究ヒュラズ 前掲の Uğur, *Siyasetnameleri* エヌ。

8 Levend, "Siyasetnameler," p. 184., Uğur, *Siyasetnameleri*, p. 88.

9 Köprülüzade Mehmet Fuat (Mehmed Fuat Köprülü), "Bizans Müesseselerinin Osmanlı Müesseselerine Te'siri hak-kinda bâzi Mülâhazalar," *Türk Hukuk ve İktisat Tarihi Mecmuası*, Vol. I (1931), pp. 233～234.

10 Gökbilgin, "Kâtîp Çelebi," p. 199.

- 11 ベンヤン大帝時代の歴史的概観として最も優れた文筆は M.T. Gökbilgin, "Süleyman I," *İslâm Ansiklopedisi* (スルターン・イラン百科事典), Vol. XI, pp. 99~155. #4. Üzuncarsılı, OT, Vol. II, pp. 307~420.
- 12 ジュンガルの人物として、アルメル Bursali Medmed Tahir, *Osmani Müellifleri*, Vol. I, 1st. ed., İstanbul, 1333 H., Rep. ed, n.p., 1971, pp. 18~19. (スルターン・OM ジュンガル百科事典)。
- 13 ジュンガルの著作として、Levend, "Siyasetnameler," p. 185。但し解説は ジュンガルの性格があたかも獨裁の『統治の書』アルメルのねじ曲げた形で与えられてる。専らハカル・ターリクの OM, Vol. I, p. 18. の解説の方が的を得てゐる。本書はなお未刊であり、本稿では、かひで聞したイスタンブル大学中央図書館所蔵原本、TY 67/87 に依拠して引用する。なお本書は *Rümuз* ジュンガル百科事典。
- 14 *Rümuз*, l. 2-a~2-b.
- 15 *Ibid.*, l. 4-a~4-b.
- 16 *Ibid.*, l. 4-b.
- 17 *loc. cit.*
- 18 クナル・ザーヒ・アラムの著作として、心の政治小説「オバヤ・ルスル社会思想の一侧面——有機体的社会觀」『イマラム世界』第一回号（1978），1，17頁（スルターン・OM ジュンガル百科事典）。
- 19 『トトトム・トルーマー』の著者として Kinalzade Ali, *Ahlâk-i Alâkî*, 3 books in one volume, Bulak, 1248 H. がある。（スルターン・OM ジュンガル百科事典）。
- なお本書には次の脚注も記載されている。
- Kinalzade Ali Efendi, *Ahlâk-i Alâkî*, tr. by Hüseyin Algül, n.p., n.d., and, Idem, *Devlet ve Aile Ahlâkî*, tr. by Ahmet Kahraman, n.p., n.d.

後期オスマン帝国における没落觀と改革論

アハメト・アラードの第一部の（個人の）鑑賞等による論文は次の専論である。 Celal Sarac, "Ahîâk-ı Ala'î,"

Ankara Üniversitesi İlahiyat Fakültesi İslâm İlimleri Enstitüsü Dergisi, Vol. I (1959), pp. 19~28.

20 詳しへば、前掲拙稿「木ベニ・アルニ社会思想」1~11頁。

21 *Ahîâk-ı Ala'î*, Book 3, pp. 2~4.

22 ルーハー・ベニ・アルニの經歷及び関係文献について詳しへな拙稿「ルーハー大帝時代木ベニ朝の大宰相と宰相たる」

『東洋文化研究所紀要』第100号、171~171頁。及び二橋富治男教授の「ルーハー・ベニ・アルニ『トチャーナー』」日本
木ベニハーリ学術研究会編『川村宣蔵ト遺贈記念木ベニアルニ学論集』講談社、一九七五年、111~116頁。

23 『トチャーナー・ナーマ』の内容の大綱は以下に示す。 ついでに本邦でも二橋教授の前掲論考に詳しく述べてある。（前掲論文、111~111頁）。

トチャーナー・ベニ・アルニの記述刊行されたものとして、Ali Emri Efendi オサフナーム Lütfî Paşa, *Asafname*, İstanbul,

1326 や、詳細な解説及び訳語を伴へたヒンダニス校語版がある。 Rudolf Tschudi, ed. and tr., *Das Asafname des Lütfî Pascha*, Berlin, 1910.

他に現代トルコ語表記で再刊行されたトチャーナー・ベニ・アルニの記述刊行されたものとして、ルーハー・ナーハー・アルニ堅 (Lütfî Paşa, "Asafname," in Idem, ed., *Türk Hukuk Tarihi: İlkinci Kısım: Belgeler*, Ankara, 1935, pp. 153~168.) や、
トチャーナー・アルニの記述が記載されたトチャーナー・アルニの記述 (Ahmed Uğur, "Âsafname-i Vezir Lütfî Paşa," *Ankara Üniversitesi İlahiyat Fakültesi İslâm İlimleri Enstitüsü Dergisi*, Vol. IV, pp. 243~258.) がある。また今だルーハーの記述を
ヒンダニス語訳したのが Lütfî Paşa, *Asafname*, tr. by Ahmet Uğur, Ankara, 1982, 及び E.R. Fıgali, *Âsafname*, Ankara,
1977 (ルーハー米國)。

本稿では、トチャーナー・アルニの記述の原型に対するヒンダニス語訳をトチャーナー・アルニの記述を用いる。(註) "Asafname

- 24 ネットマー・ベシヤ血脉の全体の四次があ^レ。Asafname, pp. 4~5.
- 25 *Ibid.*, p. 4.
- 26 *Ibid.*, p. 5.
- 27 *Ibid.*, p. 35.
- 28 *Ibid.*, pp. 10~11.
- 29 ヤニ・サリムの時代にかかわる歴史の概要^{アカ} Uzunçarslı, OT, Vol. III, Part 1, pp. 1~113.
- 30 我が國では、未だ殆ど知られてゐないこの記載は、その事件の先駆的研究所の手による体系的解説書 Mustafa Akdag, *Celâli İsyancılar* (1550~1603), Ankara, 1968 を参照(たゞ本書には著者の死後は平行してマーチ・ナ・ムラス・トランの再刊新装版^{アカ} Türk Halkının Dirlik ve Düzenlik Kavgası—“Celâli İsyancılar,” ed. by Musa Çadırçı, Ankara, 1975 を参照)。
- 31 Cornell H. Fleischer, *Bureaucrat and Intellectual in the Ottoman Empire—The Historian Mustafa Âli (1541~1600)*—, Princeton, New Jersey 1956, pp. 134~135, p. 244. (以下 Fleischer, *Bureaucrat* ル盤認知^{アカ})。
- 32 トキスルムト本稿^{アカ} Anonim, “Hirzî'l-Mülük,” in Yaşar Yücel, ed., *Osmâni Devlet Teşkilatına dair Kaynaklar*, Ankara, 1988, (Yücel, *Kaynaklar* ル盤認知^{アカ}) 中のトキスルムト御殿博物館蔵図書所蔵本のトウヘイ^{アカ} に記述用 トキスルムト (トキスルムト Hirzî'l-Mülük ル盤認知^{アカ}) トシハル教授の解説^{アカ} Yücel, “Hirzî'l-Mülük—Giriş” ル盤認知^{アカ}。
- 33 *Hirzî'l-Mülük*, I. 3-a.
- 34 Yücel, “Hirzî'l-Mülük: Giriş,” p. 148.
- 35 *Hirzî'l-Mülük*, I. 4-b~5-a.

- 36 *Ibid.*, I, 12-b.
- 37 *Ibid.*, I, 13-b~14-a.
- 38 ハマリヤーの羅謫立ヒト社レハダ、Ömer Lütfî Barkan, "Timar," 1A, Vol. XII, Part 1, pp. 286~333. | ハサウエ&ル
| キサニスカニタレのハセムスの羅謫立ヒト社レダ、Nicoară Beldiceanu, *Le timar dans l'Etat ottoman (début XIV^e—début XVI^e siècle)*, Wiesbaden, 1980.
- 39 *Hirzî'l-Mülük*, I, 38-a~b.
- 40 *Ibid.*, I, 39-b.
- 41 *Ibid.*, I, 28-b~29-a.
- 42 ハニヤル・サクシト・トニジウントヒト社レダ、諸レハダ Fleischer, *Bureaucrat* ハセムス。
- 43 Cornell H. Fleischer, "Royal Authority, Dynastic Cyclism, and Ibn Khaldûnism in Sixteenth-Century Ottoman Letters," *Journal of Asian and African Studies*, Vol. XVIII, No. 3~4 (1983), p. 205.
- 44 ハニヤル・サクシト・トニジウントヒト社レダ、教説ハセムスはチラム及る時木トトヘンヒト社レダ、英訳セミトト
形ハ校訳アンドレアス。Andreas Tietze, ed., tr. and noted, *Mustafa 'Âî's Counsel for Sultans of 1581*, Part 1~2, Wien, 1979~1982. ハニヤル・サクシト・トニジウントヒト社レダ、教説ハセムス Tietze, *Counsel*, I, II. カハダ
'Âî', *Nashhat* I, II. ハセムス
- 45 ハニヤル 'Âî', *Nashhat*, I, 165.
- 46 *Ibid.*, I, 101.
- 47 *Ibid.*, I, 92~93.
- 48 *Ibid.*, I, 163.

- 49 *Ibid.*, I, 163~164.
- 50 *Ibid.*, I, 175.
- 51 *Ibid.*, I, 185.
- 52 *Ibid.*, II, 169.
- 53 *Ibid.*, I, 153~158.
- 54 *Ibid.*, II, 164~166.
- 55 *Ibid.*, II, 135~136.
- 56 *Ibid.*, I, 168~169.
- 57 ケルリキーの歴史といふては” Bekir Küttikoğlu, “Selanikî,” IA, Vol. X, pp. 349~351. 並び後述のトチャベトルマハシル教授の序文を詳しつ。『ケルリキー史』のトチャベトルマハシルは「和へ回顧セラ一年をも1001年を以ての編分が平行されたり」だ(『*Tarikh-i Selanikî*, İstanbul, 1281 H.』)。この部分はケルリキーの眞偽を追々見ていかん。水口へ刊行のあたれで、たゞ、全体のトチャベトルマハシル・マハシル教授によつて、現代トルコ語表記の1巻本として刊行された。筆者は先年より、イズタハトル大学所蔵の1冊本を原本に複数を進呈したが、利用の便とからぬが、イアンタル教授の原本の歴史をうむたのドリルが高めに日本へもたらす。『*Selanikî Mustafa Efendi, Tarikh-i Selanikî*, 2 vols., ed. by Mehmed İpsirli, İstanbul, 1989.』(四)「歴史と市場と現われたのだ」一九九〇年のいじり始め)。並べては Selanikî, I, II と
 読む。→シルク教授の社説は” İpsirli, “Giriş” と題す。
- 58 İpsirli, “Giriş,” pp. XIX~XX.
- 59 Selanikî, I, 427.
- 60 *Ibid.*, I, 716, 784, 853~854.

- 61 *Ibid.*, I, 209.
- 62 *Ibid.*, I, 427, II, 504.
- 63 苗政の一例として、小ヤルバタル総督とないだふれ、民衆の蜂起から来た。後宮の女性の近親であるトヤカト一
メ・イマトムラ・ペシヤの例が田舎的である。(Selanikî, I, 261~262, 273~275, 305, もの引用よりこゝは *Ibid.*, II, 439.)
- 64 Selanikî, I, 356.
- 65 *Ibid.*, I, 356, 429.
- 66 *Ibid.*, I, 356, 432, II, 471.
- 67 *Ibid.*, I, 356, II, 356, 471.
- 68 *Ibid.*, II, 504.
- 69 *loc.*, *cit.*
- 70 *Ibid.*, I, 431.
- 71 *Ibid.*, I, 356~357.
- 72 *Ibid.*, I, 432.
- 73 İpsırlı, "Giriş," pp. XXIV~XXV.
- 74 〈ナ・キヤー・ハーメルニ・スルニ・スルニ・スルニ〉 様式の古い文の本筋が最も詳しい。Mehmet İpsırlı, "Hasan Kâfi el-
Akkısarâi ve Devlet Düzenine ait Eseri Usulî'l-Hikem fi Nizâmi'l-Âlem," *İstanbul Üniversitesi Edebiyat Fakültesi
Tarih Enstitüsü Dergisi*, No. 10-11 (1979-1980), pp. 239~247. (云々 İpsırlı "Hasan Kâfi," ふ盤面付)。
- 75 ヒの著作の本筋は語の原本ヒードだ、トルコ語原本ヒトクレヤーラー自身による手稿をもえた発行地・刊年の記載のな
る古版本がある。ヒの他にも11~17年に新聞 Asır (トクヤー) 紙に連載された手稿版が、のち単独で同年中に單行本に

ルの他、今世紀初頭にアフメド・セリフ・アッシャドーが新たに増補翻訳し、これが「*Usûl ül-Hikem fi Niżam il-Ālem ve Tercümesi*」(ed. and tr. by Şerif Ahmed Reşid Paşa, Mekke, 1331 (米国))、Özge, *Katalog*, IV, 1980, İpsirli, "Hasan Kâfi," p. 245)。近年はアフメド・セリフ・アッシャドー教授が前掲論文後半で、十説の石版本を底本として校訂を加えて現代トルコ語表記版を刊行した。まだ、仏・独・英・ガリー語等の翻訳の存在が知られていない(GOW, p. 145)。本稿では、石版本によつて引用する。引用にあたり、アラビア語では、Hasan Kâfi と翻訳する。

		76	Hasan Kāfī, pp. 2~3.
	77		<i>Ibid.</i> , p. 3.
78			<i>Ibid.</i> , p. 6.
79			<i>loc. cit.</i>

Ind., pp. 6~9.

Ibid., p. 6.

卷之三

- 84
Ibid., pp. 31~32.
- 85
loc. cit.
- 86
トトメヒトサウの世代ルルの環境立ウシトダ M. Cavid Baysun, "Ahmed I (1590~1617)," iA, Vol. I, pp. 161~164, 及び Uzuncarsili, OT, Vol. II, Part 1, pp. 55~126.
- 88
ルの条約立スルト、從来女等性を認むだかいたオトマニ帝国のベルタノが始めてハバベナルク皇帝を女等の相手ルトと認めたルトの從来の通説の異端説表記スルトだ G. Bayerle, "The Compromise at Zsitvatorok," Archivum Ottomanicum, Vol. VI (1980), pp. 5~53, 及び "Hünkar Beylerle が主張した再検討スルトの臨時聯立「シムヌトムロト」条約 (1404年) トウシト『歴史哲學大學文學部紀要』第1回 (1984年) 1111~1回計画。
- 89
カムラーラーの反乱の擴大過程の政治史を論述スルトダ William J. Griswold, The Great Anatolian Rebellion-1000-1020/1591-1611, Berlin, 1983.
- 90
カバヤン朝のカムラーラー・トーマス一般的性格やその諸特性立ウシトダ Ömer Lütfi Barkan, "Kanun-nâme," iA, Vol. VI, pp. 185~196, 及び Uriel Heyd, Studies in Old Ottoman Criminal Law, Oxford, 1973, pp. 167~176.
- 91
Gökçibîgin, "Kâtip Çelebi," p. 203.
- 92
トトメ・トトメルトトダ GOW, pp. 140~141.
- 93
トトメ・トトメルトトダのカムラーラー・トーマス、スルタントスチのキャラクター・トトメルトトダ『トルコ・ブルガル・ウル・トーハ』ムカルトスに記述スル Ayn-i Ali, Ayn-i Ali Efendi'nin Kavânîn Risâlesi, İstanbul, 1280 H., 一二四二の墨跡書。
- 以テ Ayn-i Ali の墨跡書。たゞ本書は一九七九年にアレルギー教授の詳細な解説を経て複製本刊行された。(Ayn-

所藏本の「トクシル」版の「*Kanun-u Yeniçeri Ocagi Tarihi*」。Anonym, *Mehdâ-yi Kanun-u Yeniçeri Ocagi Tarihi*, ed. and tr. by I. E. Petrosyan, Moscow, 1987. (*Kanun-u Yeniçeri* トクシル)。

99 *Kanun-u Yeniçeri*, l. 1-b.

100 *Ibid.*, l. 2-a.

101 *Ibid.*, l. 74-b. (cf. Kraus Röhrborn, *Untersuchungen zur osmanischen Verwaltungsgeschichte*, Berlin, 1973, p. 163.)。

102 *Kanun-u Yeniçeri*, l. 144-b.

103 *Ibid.*, l. 2-a.

104 『トルコ語の名稱の起源』 (l. 27-b, 100-a~b), 『騎士』 piyade の起源 (l. 34-a), 『軍隊』 devşirme の起源 (l. 34-b), 『軍團』 turnacı の起源 (l. 71-b), 『軍械』 Sekban の起源 (l. 71-b), 『軍械庫』 Sekban とその関連 (l. 80-b)。

105 某艦本體は、ヤマハヤシノウの教導の元にて軍團の組織としての体例的記述の最大の本來のもの (ism. ail Hakkı Uzuncarsılık, *Osmalî Devleti Teskilâtından Kapıkulu Ocakları*, Vol. I, Ankara, 1984.)。

106 『トルコ語の軍事用語』 Otrakluk と Otraluk (l. 56-a), 『兵士』 bi'da (騎士) 和兵士 (l. 138-b~139-a, l. 143-b~144-a.)。

107 *Kanun-u Yeniçeri*, l. 138-b~139-a.

108 *Ibid.*, l. 138-b~144-b.

109 『トルコ語の軍事用語』 GOW, pp. 152~154.

110 『トルコ語の軍事用語』 GOW, pp. 152~154. 「トルコ語の軍事用語」『トルコ語の軍事用語』 Sijer-i Veysi』

スル本のアリハレ、数種をかたれ (cf. ԱՐԴԻՎԻՐ Öge, *Katalog*, Vol. II, p. 477.) など、アラビア文、便箋ナ、シテル
の原本レハ、アラビア文の原本を用レ。 Veyşî, *Habname-i Veyşî*, İstanbul, 1293. ՀԱՅ-*Habname* Արթիル。

111 *Habname*, pp. 6~7.

112 *Ibid.*, p. 7.

113 トキベトニヤツツナハヤー・トジルニ教説ナベリ、語トキベト、既代トニロ語歌記述又譯説ナシトニシタ。
モレ。 Anonym, *Kitâb-i Müstetâb*, ed. by Yasar Yücel, *Osmanlı Devlet Düzenine ait Metinler*, I, Ankara, 1974.
(トキベトニヤツツナハヤー・Yücel, *Kıymaklar* ナシ申識れべレ)。本稿ドは一九七四年版のトキベト語ナムニ
用レ。 四数ば回トキベトの頁数である。引用レアタリヤツツナハヤー *Kitâb-i Müstetâb* Արթիル。

114 *Kitâb-i Müstetâb*, p. 2.

115 *loc. cit.*

116 *Ibid.*, p. 4.

117 *Ibid.*, p. 5.

118 *loc. cit.*

119 *Ibid.*, pp. 9~11.

120 *Ibid.*, pp. 6~7.

121 *Ibid.*, pp. 11~12.

122 *Ibid.*, pp. 33~34.

123 *Ibid.*, pp. 39~40.

124 *Ibid.*, p. 42.

125 *Ibid.*, p. 53.126 *Ibid.*, p. 54.

127 オスマン二世の書翰による「Uzunçarsılı OT, Vol. III, Part 1, pp. 134~136, 並に M. Şinasî Altındağ,

“Osman II,” iA, Vol. X, p. 446.

128 Uzunçarsılı, OT, Vol. III, Part 1, pp. 191~192.

129 ハフ・ク・ベイの手記 M. Çağatay Ulucay, “Koç Bey,” iA, Vol. IV, pp. 832~835.

130 ハフ・ク・ベイの『羅譯』の手書きによる「1174年8月2日、ムラトハーンがココイチベイに贈られた。」(Koç Bey, Ni-zam-i Devlete muktedilik Gürçülü Koç Bey'in Saadetli Muhabetli Rabi Sultan Murad Han Gazi'ye verdiği Risale-i Risale-i Koç Bey, 1277)。Q40 画の後ろに「ムラトハーン・ク・ヤニル(ヤニルタフク・ムラトハーン)」とある。Kütüphane-i Ebu Ziya] から[分離するにわたる(Koç Bey, Koç Bey Risalesi, İstanbul, 1303.)。他に回題 1174 年 8 月 2 日の「石版」がまだ 1179 年 8 月 2 日に「ムラトハーン・ク・ヤニル(ヤニルタフク・ムラトハーン)」とあるが未見である。しかし「ムラトハーン版は確実に実在する」といふので、再検討の要があるかと思われる。

共和国期に入ったのか、一九三五年には、ヨーロッパ・ナーベル・トルクンが、一九三九年にはトマ・トマニ・トルクベリ等々現代トルコ語表記のトキベリ等とした(Koç Bey “Koç Bey Risalesi,” ed. by Hüseyin Namık Orkun, in *Türk Hukuku Tarihi İkinci Kısım-Belgeler*, Ankara, 1935, pp. 169~232, Koç Bey, Koç Bey Risalesi, ed. by Ali Kemali Aksüt, İstanbul, 1939.)。本稿では、ムラトハーンの最後のトクベル版を用いて、ムラトハーンの書翰が研究者による利用されるようだ。(W.F.A. Behrnauer, “Koçabeg's Abhandlung über den Verfall des osmanischen Staatsge-

bäudes seit Sultan Suleiman dem Grossen," *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft*, Vol. XV
(1861), pp. 272~332.)

Koç Bey, p. 61.

loc. cit.

Ibid., p. 20.

Ibid., p. 61.

Ibid., p. 63.

Ibid., p. 21.

loc. cit.

Ibid., p. 63.

Ibid., p. 20, 30.

Ibid., p. 31.

Ibid., pp. 21~22.

Ibid., pp. 22~23.

Ibid., p. 31, 49.

Ibid., p. 32.

Ibid., p. 25.

Ibid., p. 24.

Ibid., p. 38.

- 148 *Ibid.*, p. 21, 32.
- 149 *Ibid.*, p. 51.
- 150 *loc. cit.*
- 151 *Ibid.*, p. 47.
- 152 *Ibid.*, p. 50.
- 153 *loc. cit.*
- 154 *loc. cit.*
- 155 *loc. cit.*
- 156 *loc. cit.*
- 157 かいつやぢ』、チャーチ・カルチャード、トカカア西歐博物館附屬古文書館所蔵の古文書中』、ナホ・ハセ『羅漢』G 原本、だる』『羅漢』ル密教に關係する上書類を発見して検証のハベトヤベトモ平行して。 (M. Çağatay Uluçay, "Koçi Bey'in Sultan İbrahim'e takdim ettiği Risale ve Arzları," in 60. *Doğum Yılı Münasebetiyle Zeki Velidi Togan'a Armağan*, İstanbul, 1950~55, pp. 176~199.) 最近はハーキ・マーハー教授が研究を進む、ナホ・ハセ『羅漢』の匣々の章の内容のふたが形紙めぐらした上書 (トスル・テルヒス) 類を発見してキストを平行して。 国立民族学博物館で進むトスル・テルヒス (Rhoads Murphey, "Dördüncü Sultan Murad'a sunulan Yedi Telhis," VIII. *Türk Tarih Kongresi Kongreye sunulan Blörlüer*, Vol. I (1981), pp. 1095~1099, Idem, "The Veliyyuddin Telhis: Notes on the Source and Interrelations between Koçi Bey and Contemporary Writers of Advice to Kings," *Belleter* (Türk Tarih Kurumu), Vol. XLIII (1979), pp. 547~571)。マーハー教授は、ナホ・ハセの『羅漢』を始めたハセの羅漢書を去る後も、また複数の富人たちの共同の努力の産物として位置づけられたの仮説を提示して。(Idem, "The Veliyyuddin Telhis,"

pp. 557~558.)°

- 1230 H., pp. 119～140. (トライ・トラの法典の一九七九年版複刻本も原本通りである)。又「Dustur」の聖職者。たゞ外
國翻訳では、次の脚注などによると、W.F.A. Bernauer, "Hacı Chalfa's Dustürü'-amej," *Zeitschrift für
Deutschen Morgenländischen Gesellschaft*, Vol. XI (1857), pp. 111～132.
- 162 キヤーネー・カヒル・ムスリムの著述による社会有機体論の側面を中心としたその位置づけ。また詳細な分析として
ダ・担綱「カヒル・ムスリム社会思想」Ⅱ—11頁。
- 163 *Dustur*, p. 119.
- 164 *Ibid.*, pp. 120～121.
- 165 *Ibid.*, p. 121.
- 166 *Ibid.*, p. 123.
- 167 *Ibid.*, p. 130.
- 168 *Ibid.*, pp. 130～131.
- 169 *Ibid.*, p. 128.
- 170 *Ibid.*, p. 127.
- 171 *Ibid.*, p. 128.
- 172 *Ibid.*, p. 136.
- 173 キヤーネー・カヒル・ムスリムの著述による社会有機体論の側面を中心としたその位置づけ。また詳細な分析として
ダ・担綱「カヒル・ムスリム社会思想」Ⅱ—11頁。
- (I. Metin Kunt, "The Köprüfü Years=1656～1661," Ph.D. Dissertation, Princeton University, 1971° 本論文は、かつ
てベネチアの領事官の記録から得た)。

- 174 第1次ウーハー朝のカナルチャハ条約以前の通商はまだ、ナマハ提の事項でござる。Uzançarsih, OT, Vol. III, Part 1, pp. 434~584。『ナマハ提の事項』はナマハ提の権利をもつて成立した簡略な詔令として記述される。Dorothy M. Vaughan, *Europe and the Turk—A Pattern of Alliances 1350~1700—*, 1st ed., Liverpool, 1954, Rep. ed., New York, 1976, pp. 266~279。
- 175 Lewis, *Emergence*, p. 45. ナマハ提の本筋の教訓は、ナマハ提の権利をもつて成立したUzuncarsih, OT, Vol. IV, Part 1, p. 1.
- 176 ナマハ提の本筋 M. Cavid Baysun, "Nâma," IA, Vol. X, pp. 44~49, 及び Lewis V. Thomas, *A Study of Nâma*, ed. by Norman Itzkowitz, New York, 1972. ただし Thomas, *Nâma* は監訳である。
- 177 『ナマハ提』には、後述のイマトム・ナマハ提の短版が附随して刊行された初版の他、第一巻のみで未完に終った第11版¹¹、余大部が各々完結した第12、第13版の匂いの版がある。ナマハ提の本筋の短版が最も良いとされるが、これは便宜上、回顧 1180年甲の第11版を用いる。(Mustafa Naima, *Ravzat ül-Hüseyin fi Hulaset-i Abhar il-Hafkayn (Târikh-i Nâma)* 6 vols., Istanbul, 1280 H.) (ただし Thomas, *Nâma* は監訳である)。
- 178 稲葉一義著「ナマハ・ヌル・ヌル・ヌル・ヌル」(1991年) 及び Thomas, *Nâma*.
- 179 Naima, I, 30.
- 180 *Ibid.*, I, 33.
- 181 本書のナマハ提の本筋の短版は、ナトルターレ・ナマハ提教説による直訳と英訳注記を伴う校讎版がある。(Walter Livingston Wright, Jr., ed. and tr., *Ottoman Statecraft—The Book of Counsel for Vezirs and Governors (Naṣṣāḥiḥ iṭ-ṭibbāra ve'l-īmara) of Sari Mehmed Pasa, the Defierdar*, 1st ed., Princeton, New Jersey, 1935, Rep. ed., Westport, Connecticut, 1971.) (ただし ナマハ提の Nasaih はナマハ提の本筋である)。元々 ナマハ提・ナマハ提・ナマハ提の後継ナマハ提の本筋の短版である。

（『御代法』の翻訳と校照した城代による翻訳出版である。〔Defterdar Sarı Mehmed Paşa, Devlet Adamlarına Öğütler, ed. and tr. by Hüseyin Ragip Uğural, Ankara, 1969.〕）

本稿ではトマトの木べやへ贈りた木べやを用いて、Sari Mehmed Paşa が監督する。なお、著者は「トマト」の木べやを用いて、トマト栽培の技術を紹介する。Wright, "Introduction," pp. 4~12.

182 Wright, "Introduction," p. 18.

183 ライト教授も『アサーフ・ナーメ』から若干の引用がみられるが、指摘している (Wright, "Introduction," p. 18)。しかしその逐語的引用のみでなく表現を少し変えつつ論旨を採用しているケースをも含めると、両者間の関係は遙かに密接であるといえらる。

186 185 ハヤリクリ・トリ・ベシヤの経歴については、その論著の校訂者ヨシル・オメズカヤ教授による極めて詳細な研究がある。Yücel Özka, "Canikli Ali Paşa," *Bellek* (Türk Tarih Kurumu), Vol. XXXVI, No. 144(1972), pp. 483~525。この論著では、115の原本があげられる。その1つはブルガリアのソフィア大学のヨハネス・ムロウ教授が刊行したもので、序文と

論策の要約、匾額文による書文の論策の要約¹⁸⁷、ベトマートのヨコル・ベ・メムラー國立圖書館蔵の原本のトクハ¹⁸⁸、オスマントルカヤ教義記¹⁸⁹とベトマート版¹⁹⁰。ベトマートは回教徒の本が陸奥ボヤ¹⁹¹（Yücel Özkaya, "Canikli Ali Paşa'nın Risalesi 'Tedâbirîü'l-Ğazavât', " *Tarih Araştırmaları Dergisi*, Vol. IV, No. 12-13 (1969), pp. 119~191.）¹⁹²本稿では普及度にかんがみ、オスマントルカヤ版を用いる。エジプト Tedâbir の社説¹⁹³も引用する。

187 *Tedâbir*, pp. 136~138, 140~142.

188 *Ibid.*, pp. 138~140.

189 *Ibid.*, pp. 143~146.

190 *Ibid.*, pp. 145~148.

191 *Ibid.*, p. 167.

192 ベトマートの時代¹⁹⁴ 現在のといふ最良の概観¹⁹⁵は Uzuncarsılı, OT, Vol. IV, Part 1~2. が秀逸¹⁹⁶。

193 ベトマートの時代¹⁹⁷、ホーリー文化史的視角からみればあらか記念碑的著作¹⁹⁸ Ahmed Refik (Altinay), *Lâle Devri*, İstanbul, 1331.

194 ベトマート Faik Reşit Unat, *Osmâniî Sefîrleri ve Sefernamelesi*, Ankara, 1968, pp. 52~58. また次の拙稿でも論及¹⁹⁹。拙稿「一八世紀初頭オスマントルカヤ帝国の遣欧使節制度と『使節の職』——ベトマート派遣大使シラフタール・イブラヒム・ペシヤの事例——」『東洋文化』第六七号（一九八七年）, 一一五~一一七九頁。

195 イルミ・セギズ・チヨンラヒ²⁰⁰は、拙稿「一八世紀初頭オスマントルカヤ朝の一官人の経歴について——ベトマート大使イルミ・セギズ・チヨンラヒ・メトメラト・ヒトゥバントの場合——」日本オリエンタル学術編『日本オリエンタル学術編立三十五年記念オーディオ・テキスト学論集』日本オリエンタル学会、一九九〇年、11711-119四頁。

- 196 彼の『トーハク使節記（トーハク・ヤヒトーラシ・トーハク・Fransa Safaretnamesi）』¹⁾ が終りに「別稿」と記載されている。たゞ、この使節記より「近世フランスの歐洲化」Fatma Müge Göcek, *East Encounters West-France and the Ottoman Empire in the Eighteenth Century*, New York, Oxford, 1987.
- 197 M. L. Shay, *The Ottoman Empire from 1720 to 1734 as revealed in Despatches of the Venetian Baili*, 1st ed., 1944, Urbana, Illinois, Rep. ed., Westport, 1978, pp. 76, 88, 100~101.
- 198 ル・エリヤン・レフイク Ahmed Refik (Altinay), *Lâle Devri*, 1935。
- 199 Ahmed Handi Tanpinar, *XIX. Asır Türk Edebiyatı Tarihi*, 3rd ed., İstanbul, 1967, pp. 9~13, Lewis, *Emergence, pp. 45~46*, Niyazi Berkes, *The Development of Secularism in Turkey*, Montreal, 1964, pp. 30~36. (ダムル・Berkes, *Secularism* 1935)。
- 200 アルスラニヤン・ベキス Niyazi Berkes, *Secularism*, p. 36.
- 201 ベトナムの「ムン・ハ・タラヒ・シヤル・マスカル」²⁾ Ibid.,³⁾ pp. 36~39. セルミン・ヌズヘト・ゲルセク Selim Nüzhet Gürçek, *Türk Matbaacılığı* Vol. I (all published), İstanbul, 1939, pp. 47.~49. (ダムル・Gürçek 1935)。
- 202 謹注へダ Gürçek 1935。
- 203 ル・ダニエル・アカペの著書「ル・シヤム」M. Müniir Aktepe, *Patrona İsyam*, İstanbul, 1958.
- 204 İbrahim Müteferrika, *Usul ül-Hikem fi Nizam ül-Ümem*, İstanbul, 1144 H. (ダムル・Müteferrika, *Usul* 1935)。
参考用は東京大学東洋文化研究所所蔵本（1968）。たゞこの著作の内容は「ル・シヤム」Gürçek, *Secularism*, pp. 42~45。
- 205 Müteferrika, *Usul*, 1. 3-a.
- 206 Ibid., 1. 12-b.
- 207 Ibid., 1. 12-b~13-a.

- 208 *Ibid.*, I. 16-a.
- 209 *Ibid.*, I. 17-b.
- 210 *Ibid.*, I. 19-a.
- 211 *Ibid.*, I. 27-b.
- 212 *Ibid.*, I. 31-b.
- 213 *Ibid.*, I. 47-a~b.
- 214 *Ibid.*, I. 48-b.
- 215 Berkner, *Secularism*, pp. 30~32.
- 216 *Ibid.*, pp. 47~48, 22. ハンガリーの民族主義者 Heinrich Benedict, *Der Pascha Graf Alexander von Borneval-1675-1747*, Graz, 1959.
- 217 Enver Ziya Karal, "Tanzimattan evvel Garplılaşma Hareketleri (1718~1837)," in *Tanzimat*, İstanbul, 1940, pp. 13~30.
- 218 やはり「古い時代の名残」ではなく、次の結果が重要である。Stanford J. Shaw, *Between Old and New—The Ottoman Empire under Sultan Selim III 1789~1807*, Cambridge, Massachusetts, 1971. 田辺の書籍は、豊富な参考文献で、注意を要する。
- 219 改革論の新設階級について、少しだけ別に考察の結果を順次刊行しているが、それは後述する。